

# 人事委員会年報

平成30年度  
(平成31年4月1日現在)

岩手県人事委員会



# 目 次

第1	平成30年度における人事委員会の活動概要	1
第2	人事委員会	
1	人事委員	3
2	人事委員会会議	
(1)	年間開催状況	3
(2)	審議事項	5
3	条例案等に対する意見	11
4	人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況	13
5	委員会の調査活動	18
第3	事務局	
1	事務局	
(1)	組 織	19
(2)	事務分掌	19
(3)	事務局職員の配置	20
(4)	事務局職員一覧表	21
(5)	予 算	22
(6)	主な行事・業務の状況	23
(7)	諸会議等	26
2	任用関係事務	
(1)	概況	31
(2)	職員採用試験の実施状況	32
(3)	選考による採用、昇任及び転任	40
3	給与関係事務	
(1)	平成30年の給与等の報告及び勧告	43
(2)	初任給等規則の規定に基づく承認事務	52
(3)	職員の状況	53
4	分限及び懲戒	
(1)	分限処分の状況	59
(2)	懲戒処分の状況	59
5	審査関係事務	
(1)	公平審査関係	61
(2)	職員苦情相談	62
(3)	職員団体関係	63
(4)	労働基準監督関係	63
(5)	公平事務委託市町村等の事務の受託状況	65
(6)	退職管理関係	65
6	参考資料	
(1)	初任給基準表	67
(2)	級別職務区分表	69
(3)	給料の特別調整額	89
(4)	職員の昇格実施基準	96
(5)	管理職員等の範囲	97
(6)	登録職員団体一覧	109
(7)	号別区分表	110
(8)	市町村等公平事務委託状況一覧	111



## 第1 平成30年度における人事委員会の活動概要

平成30年度における人事委員会の会議は、定例会20回、臨時会7回の計27回開催し、143案件について審議を行った。

なお、条例案に対する意見についての回答は8件であった。

任用関係では、Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種並びに警察官A（男性・女性）、警察官B（男性・女性）採用試験を実施し、それぞれの採用候補者を決定した。

また、Ⅰ種試験のうち4職種及びⅢ種試験のうち1職種において、追加による採用を行うため特別募集を実施したほか、平成23年度から8年度連続となる任期付職員採用試験を実施した。

これら試験の実施結果の概況は、申込者総数が1,939人（前年度比255人減）、受験者総数が1,619人（前年度比149人減）と前年度を下回った。最終合格者の受験者に対する平均倍率は3.8倍で、前年度より0.1ポイント下回った。

採用選考は、公募による身体障がい者を対象とした選考のほか、警察官（武道指導）採用選考、県職員（スポーツ経験者）採用選考、岩手県任期付職員経験者採用選考を実施した。

給与関係では、民間給与実態調査及び職員給与実態調査を実施し、調査結果等に基づき公民比較、国、他県比較、生計費の算定等を行い、平成30年10月11日に知事及び議会に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

勧告においては、給与改定については、民間給与との較差（0.17%）に基づき、若年層に重点を置きながら給料表全体の水準の引上げを行うこと、民間の支給割合に見合うよう期末手当・勤勉手当を引き上げること（勤勉手当0.10月分）とした。

公務運営に関する事項においては、有為な人材の確保、長時間勤務の解消、両立支援の推進、高齢層職員の能力及び経験の活用等の公務運営に関する事項について報告を行った。

公平審査関係では、審査請求事案は、平成30年度中に受理した1件を採決し、平成30年度末の係属件数は0件である。

職員苦情相談については、受理件数が35件となり、前年度（43件）より8件減少した。

また、再就職者による現職職員への依頼等の規制関係では、平成30年度は、働きかけを受けた職員からの届出及び第三者からの通報等はなかった。

市町村等の公平委員会の事務の受託関係については、管理職員等の指定、職員からの苦情相談などを行った。なお、受託市町村等は平成31年4月1日現在で、13市15町4村、20一部事務組合、3広域連合の合計55団体となっている。

このほか、全国人事委員会連合会総会、東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議、同協議会委員・事務局長合同会議等に参加して、他県等の人事委員会との情報交換や共同研究を行った。



# 人 事 委 員 会





## 第2 人事委員会

### 1 人事委員

人事委員会の委員長及び委員は、次表のとおりである。

(平成31年4月1日現在)

職名	氏名	委員就任期間	備考
委員長	熊谷 隆司	平成24.10.12～ 平成26.7.18 (前委員長残任期間) 平成26.7.19～平成30.7.18 平成30.7.19～平成34.7.18	弁護士 委員長就任 平成24.10.12
委員	小原 忍	平成27.7.3～平成31.7.2	(株)岩手めんこいテレビ取締役副社長 (株)岩手銀行社外監査役
委員	高橋 信	平成28.8.1～平成29.7.16 (前委員残任期間) 平成29.7.17～平成33.7.16	(一社)岩手県自動車会議所専務理事

### 2 人事委員会会議

本年度における人事委員会の会議の開催回数は、定例会20回、臨時会7回の計27回であった。

各月ごとの開催状況は、次のとおりである。

#### (1) 年間開催状況

月別	開催回数		議 案 件 数										議 事 件 数	協 議 件 数	報 告 件 数
	定 例	臨 時	規 則	告 示 等	通 知	試 験	審 査	承 認	勸 告	意 見	そ の 他	計			
4	2		3			1	2	1				7			9
5	1											0			4
6	2					2		1				3			6
7	1	1						1				1	2		3
8	2					1						1		1	4
9	2	2				1		1				2		4	10
10	1	1							1			1		1	4
11	2					3						3			5
12	2	1	4					3		1		8		5	5
1	1											0			1
2	2	1	1				1	2		1		5		8	6
3	2	1	16	2		4		7			1	30		2	2
計	20	7	24	2	0	12	3	16	1	2	1	61	2	21	59

〔過去3年間の開催状況〕

年 度 別	開催回数		議 案 件 数										協 議 件 数	報 告 件 数
	定 例	臨 時	規 則	告 示 等	通 知	試 験	審 査	承 認	勸 告	意 見	そ の 他	計		
H30	20	7	24	2	0	12	3	16	1	2	3	63	21	59
H29	21	4	15	2	0	13	0	11	1	3	1	46	18	57
H28	21	5	24	1	0	13	1	15	1	2	5	62	31	60

※「その他」には、委員長の選挙等に係る「議事」の件数を含む。

(2) 審議事項

回数	開催年月日	議案及び協議事項等
1	30.4.6 (金) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域手当に関する規則の一部改正について</li> <li>2. 職員の選考による採用及び職務の級の決定の専決処理に関し承認を求めることについて</li> <li>3. 不利益処分についての審査請求の受理について</li> <li>4. 議案第3号の事案に係る審査の委任及び審理長の指名について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 労働基準法別表第一の号別区分についての覚書別表(号別区分表)の補正について</li> <li>2. 平成29年度懲戒処分及び分限処分の状況について</li> <li>3. 平成30年度人事委員会事務局業務方針について</li> <li>4. 平成30年度事業(事務)計画について</li> </ol>
2	30.4.25 (水) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公平事務委託市町村等管理職員等指定基準の一部改正について</li> <li>2. 公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> <li>3. 平成30年度岩手県任期付職員採用試験の実施について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成30年職種別民間給与実態調査の実施概要について</li> <li>2. 平成29年度採用候補者名簿からの採用状況について</li> <li>3. 平成30年度岩手県職員採用Ⅰ種試験及びⅢ種試験(特別募集)の申込状況について</li> <li>4. 平成30年度岩手県警察官採用選考の実施について</li> <li>5. 労働経済指標の動向について</li> </ol>
3	30.5.23 (水) (定例)	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成29年岩手県人事委員会報告・勧告事項の状況について</li> <li>2. 平成30年度岩手県職員採用選考の実施について</li> <li>3. 関係労働団体からの要請について</li> <li>4. 平成30年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について</li> </ol>
4	30.6.14 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成30年度岩手県職員採用Ⅲ種候補者名簿(特別募集)を確定することについて</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成30年度岩手県職員採用Ⅰ種試験の申込状況について</li> <li>2. 職員からの苦情相談の状況について</li> <li>3. 第126回全国人事委員会連合会総会の概要について</li> <li>4. 平成30年6月県議会定例会の会期・日程等について</li> </ol>
5	30.6.28 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成30年度岩手県職員採用Ⅰ種候補者名簿(特別募集)を確定することについて</li> <li>2. 職員の選考による昇任の決定について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成30年度岩手県職員採用Ⅰ種試験第1次試験の実施状況について</li> <li>2. 平成30年度岩手県警察官A採用試験の申込状況について</li> </ol>

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
6	30. 7. 19 (木) (臨時会)	議事 1. 委員長の選挙について 2. 委員長職務代理者の指定について
7	30. 7. 26 (木) (定例)	議案 1. 職員の選考による採用及び職務の級の決定について 報告事項 1. 平成 30 年職種別民間給与実態調査の実施状況について 2. 不利益処分についての審査請求事案の状況について 3. 平成 29 年度職員の超過勤務及び年次休暇取得の状況について
8	30. 8. 9 (木) (定例)	報告事項 1. 平成 30 年度岩手県職員採用 I 種及び III 種候補者名簿（特別募集）からの採用について 2. 平成 30 年度岩手県職員採用 I 種試験第 2 次試験の実施状況について 3. 平成 30 年度岩手県警察官 A 採用試験第 1 次試験の実施状況について 4. 岩手県人事委員会の業務の状況の報告について
9	30. 8. 20 (月) (定例)	議案 1. 平成 30 年度岩手県職員採用 I 種候補者名簿を確定することについて 協議事項 1. 平成 30 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
10	30. 9. 6 (木) (臨時)	議案 1. 地域手当に関する規則の一部改正の専決処理に関し承認を求めることについて 2. 平成 30 年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官 A）を確定することについて 協議事項 1. 平成 30 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1. 平成 30 年度岩手県警察官（武道指導（大卒程度））採用選考の実施結果について 2. 平成 30 年度岩手県職員採用 II 種・III 種試験、警察官 B 採用試験及び任期付職員採用試験の 申込状況について 3. 関係労働団体からの要請について 4. 平成 30 年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議の概要について
11	30. 9. 14 (金) (定例)	協議事項 1. 平成 30 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1. 平成 30 年度岩手県職員（スポーツ経験者）採用選考の実施結果について 2. 平成 30 年度岩手県職員（任期付職員経験者）採用選考の実施結果について 3. 平成 30 年度第 1 回現場職員の声を聴く会の概要について 4. 平成 30 年 9 月県議会定例会の会期・日程等について
12	30. 9. 20 (木) (臨時)	協議事項 1. 平成 30 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1. 関係労働団体からの要請について

回数	開 催 年月日	議案及び協議事項等
13	30. 9. 28 (金) (定例)	協議事項 1. 平成 30 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1. 関係労働団体からの要請について
14	30. 10. 5 (金) (定例)	協議事項 1. 平成 30 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1. 関係労働団体からの要請について 2. 平成 30 年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験、岩手県警察官B採用試験及び岩手県任期付職員採用試験の第1次試験実施状況について 3. 不利益処分についての審査請求事案の審査の進行状況について 4. 平成 30 年 9 月県議会定例会の状況について
15	30. 10. 11 (木) (臨時)	議案 1. 平成 30 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
16	30. 11. 9 (金) (定例)	議案 1. 平成30年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種候補者名簿を確定することについて 2. 平成30年度岩手県任期付職員採用候補者名簿を確定することについて 報告事項 1. 給与に関する動向について 2. 岩手県職員採用選考に関する動向について
17	30. 11. 21 (水) (定例)	議案 1. 平成 30 年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官B）を確定することについて 報告事項 1. 平成 30 年度岩手県警察官（武道指導（高卒程度））採用選考の実施状況について 2. 不利益処分についての審査請求事案の審査の進行状況について 3. 職員からの苦情相談の状況について
18	30. 12. 3 (月) (臨時)	議案 1. 条例案に対する意見について 協議事項 1. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 2. 初任給調整手当に関する規則の一部改正について 3. 宿日直手当に関する規則の一部改正について 4. 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 報告事項 1. 平成 30 年 12 月県議会定例会の会期・日程等について

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
19	30. 12. 13 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について</li> <li>2. 初任給調整手当に関する規則の一部改正について</li> <li>3. 宿日直手当に関する規則の一部改正について</li> <li>4. 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 30 年度身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施結果について</li> <li>2. 岩手県職員採用選考に関する動向について</li> <li>3. 労働基準及び労働安全衛生に関する事業場調査結果について</li> </ol>
20	30. 12. 20 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の専決処理に関し承認を求めることについて</li> <li>2. 給料の特別調整額に関する規則の一部改正の専決処理に関し承認を求めることについて</li> <li>3. 級別職務区分表の告示の一部改正の専決処理に関し承認を求めることについて</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不利益処分についての審査請求（30 人委（審）第 1 号事案）の裁決方針について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 岩手県職員採用選考に関する動向について</li> </ol>
21	31. 1. 24 (木) (定例)	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 岩手県獣医師会からの要請について</li> </ol>
22	31. 2. 8 (金) (定例)	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 条例案に対する意見について</li> <li>2. 不利益処分についての審査請求（30 人委（審）第 1 号事案）の裁決書案について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不利益処分についての審査請求（27 人委（不）第 3 号事案）の状況について</li> </ol>
23	31. 2. 20 (水) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 条例案に対する意見について</li> <li>2. 不利益処分についての審査請求（30 人委（審）第 1 号事案）の裁決について</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について</li> <li>2. 平成 31 年度岩手県職員採用試験等の実施について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 30 年岩手県人事委員会報告・勧告事項の状況について</li> <li>2. 関係労働団体からの要請について</li> <li>3. 平成 31 年度組織改編の概要について</li> <li>4. 平成 30 年度第 2 回現場職員の声を聴く会の概要について</li> <li>5. 平成 31 年 2 月県議会定例会の会期・日程等について</li> </ol>

回数	開催年月日	議案及び協議事項等
24	31. 2. 28 (木) (臨時)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について</li> <li>2. 職員の選考による採用及び職務の級の決定について</li> <li>3. 職員の選考による昇任に係る職務の級の決定について</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について</li> <li>2. 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について</li> <li>3. 地域手当に関する規則の一部改正について</li> <li>4. 平成 31 年度岩手県職員採用試験等の実施について</li> </ol>
25	31. 3. 7 (木) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</li> <li>2. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について</li> <li>3. 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正について</li> <li>4. 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</li> <li>5. 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について</li> <li>6. 地域手当に関する規則の一部改正について</li> <li>7. へき地手当等に関する規則の一部改正について</li> <li>8. 特勤勤務手当等に関する規則の一部改正について</li> <li>9. 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について</li> <li>10. 職員の選考による昇任の決定について</li> <li>11. 職員の勤務延長の期限の延長について</li> <li>12. 一般職の任期付職員の採用等について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 31 年度岩手県職員（教育行政職）採用選考の実施について</li> </ol>
26	31. 3. 14 (木) (臨時)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について</li> <li>2. 職員の選考による採用、昇任及び転任に係る職務の級の決定について</li> <li>3. 職員の選考による昇任の決定について</li> <li>4. 職務の級の上位の級の適用及び給料の特別調整額の上位区分の適用について</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について</li> <li>2. 級別職務区分表の告示の一部改正について</li> </ol>

回数	開催 年月日	議案及び協議事項等
27	31. 3. 19 (火) (定例)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正について</li> <li>2. 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について</li> <li>3. 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> <li>4. 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について</li> <li>5. 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について</li> <li>6. 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</li> <li>7. 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について</li> <li>8. 級別職務区分表の告示の一部改正について</li> <li>9. 平成 31 年度岩手県職員Ⅰ種試験の実施について</li> <li>10. 平成 31 年度岩手県職員Ⅱ種試験の実施について</li> <li>11. 平成 31 年度岩手県職員Ⅲ種試験の実施について</li> <li>12. 平成 31 年度岩手県警察官採用試験の実施並びに警視總監、千葉県人事委員会及び神奈川県警察本部長との警察官採用試験の第 1 次試験の共同実施について</li> <li>13. 校長の採用による職務の級等の決定について</li> <li>14. 事務局職員の人事について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事務局職員の人事について</li> </ol>



### 3 条例案等に対する意見

県議会から条例案について意見を求められ、次のとおり回答した。

意見提出 年月日	件名	内容	意見
30.12.3	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第7号）	特定任期付職員の給料月額及び期末手当支給割合の改定をすること。	平成30年11月27日付け議第240号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第8号）	任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合の改定をすること。	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第9号）	一般職の職員の給料月額、初任給調整手当及び宿日直手当の支給限度額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定をすること。	
	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第14号）	市町村立学校職員の給料月額、宿日直手当の支給限度額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定をすること。	

意見提出 年月日	件名	内容	意見
31. 2. 20	会計年度任用職員の給与等に関する条例（議案第 26 号）	地方公務員法等の規定により、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めること。	平成31年2月12日付け議第319号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。
	職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（議案第 27 号）	学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備をすること。	
	市町村立学校職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（議案第 72 号）	国の例に準じて、正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めること。	
	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のうち第 1 条、第 2 条及び第 4 条から第 7 条まで並びに附則第 1 項から第 3 項まで（議案第 73 号）	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について整備すること。	

#### 4 人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況

平成30年度に行った人事委員会規則の制定・改廃の内容は、次のとおりである。

##### (1) 規則

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
30.4.13 規則第10号	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	30.4.13 (30.4.1適用)	一橋大学が所在する東京都国立市を、地域手当の支給地域及び支給区分に加える改正を行った。
30.5.7 規則第11号	公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	30.5.7	公平事務委託市町村等の組織改編に伴い、所要の改正を行った。
30.8.31 規則第12号	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	30.9.1	岡山県被災者生活支援室が所在する岡山県岡山市及び広島県東広島農林事業所が所在する東広島市を、地域手当の支給地域及び支給区分に加える改正を行った。
30.12.19 規則第13号	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	30.12.19 (30.4.1適用)	給与条例の一部改正に伴い、初任給調整手当の月額について、所要の改正を行った。
30.12.19 規則第14号	宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	30.12.19 (30.4.1適用)	給与条例の一部改正に伴い、宿日直手当の額について、所要の改正を行った。
30.12.19 規則第15号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	30.12.19 (30.12.1適用) (31.1.1施行)	給与条例及び給与等条例の一部改正により、勤勉手当の支給割合が引上げられること等に伴い、所要の改正を行った。
30.12.19 規則第16号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	30.12.19 (30.4.1適用) (31.1.1施行)	給与条例及び給与等条例の一部改正による給料表改定等に伴い、所要の改正を行った。
30.12.28 規則第17号	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	31.1.1	知事部局の組織改編に伴い、所要の改正を行った。
30.12.28 規則第18号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	31.1.1	知事部局の組織改編に伴い、知事から内申があった職について、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等とする所要の改正を行った。
31.3.1 規則第1号	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	31.3.1	三陸沿岸道路及び東北横断自動車道釜石秋田線が、国家公安委員会が指定する自動車専用道路となることから、刑事作業手当（交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業）について所要の改正を行った。
31.3.26 規則第2号	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	31.4.1	教員特殊業務手当（部活動指導手当）に係る時間区分の見直しに伴い、所要の改正を行った。

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
31. 3. 26 規則第 3 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	31. 4. 1	市町村立学校職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、国の例に準じて、超過勤務命令の上限の設定等に係る人事委員会規則への委任規定が設けられることから、所要の改正を行った。
31. 3. 29 規則第 4 号	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	31. 4. 1	平成 31 年度から職員番号が 6 桁化されること等に伴い、所要の改正を行った。
31. 3. 29 規則第 5 号	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	31. 4. 1	知事部局の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
31. 3. 29 規則第 6 号	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	31. 4. 1	へき地学校、準へき地学校及び指定学校の統廃合等に伴い、所要の改正を行った。
31. 3. 29 規則第 7 号	職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則	31. 4. 1	給与簿の取扱いの見直しに伴い、所要の改正を行った。
31. 3. 29 規則第 8 号	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	31. 4. 1	扶養手当を不支給とする行政職給料表 9 級以上に相当する他の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものの規定の追加並びに給与条例及び給与等条例の扶養手当に関する特例の廃止等に伴い、所要の改正を行った。
31. 3. 29 規則第 9 号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	31. 4. 1	給与条例及び給与等条例の一部改正により、勤勉手当の支給割合が引き上げられたこと等に伴い、勤勉手当の成績率について、所要の改正を行った。
31. 3. 29 規則第 10 号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	31. 4. 1	県の組織改編等に伴い、各任命権者から内申があった職について、地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項ただし書に規定する管理職員等とする所要の改正を行った。
31. 3. 29 規則第 11 号	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	31. 4. 1	地域手当の支給地域及び支給区分について、所要の改正を行った。
31. 3. 29 規則第 12 号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	31. 4. 1	知事からの内申に伴い、医療職給料表(2)の初任給基準を変更する等、所要の改正を行った。
31. 3. 29 規則第 13 号	特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	31. 4. 1	知事部局の組織改編に伴い、所要の改正を行った。
31. 3. 29 規則第 14 号	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	31. 4. 1	育児短時間勤務承認請求書に係る規定について、所要の改正を行った。

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
31.3.29 規則第15号	一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	31.4.1	知事部局の組織再編に伴い、所要の改正を行った。
31.3.29 規則第16号	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	31.4.1	職員を派遣する公益法人の追加に伴い、所要の改正を行った。
31.3.29 規則第17号	職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	31.4.1	学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

## (2) 訓令

制定年月日 番 号	訓 令 名	施 行 年月日	概 要
31.3.29 訓令第1号	岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令	31.4.1	地域手当に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

## (3) 告示

制定年月日 番 号	告 示 名	施 行 年月日	概 要
30.12.28 告示第2号	級別職務区分表の一部を改正する告示	31.1.1	知事部局の組織改編に伴い、所要の改正を行った。
31.3.29 告示第1号	級別職務区分表の一部を改正する告示	31.4.1	知事部局の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。

## (4) 通知

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
30.12.19 人委職第201号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	30.12.1	給与条例等の一部改正に伴い勤勉手当に係る成績率及び勤勉手当の額の総額の範囲等、所要の改正を行った。
30.12.19 人委職第202号	給与条例等の一部改正に伴う差額の支給等について	30.12.19	給与条例等の一部改正に伴い、平成30年4月1日に遡及して支給される給与と既に支給された給与との差額の支給等について、必要な事項を定めた。

通知年月日 番号	通知名	適用 (施行) 年月日	概要
30.12.19 人委職第203号	給与条例等の改正に伴い平成28年改正条例附則第6項から第8項まで等の規定による給料の額が減少した場合等における職員に対する通知について	30.12.19	給与条例等の改正に伴い平成30年改正条例附則第6項から第8項まで等の規定による給料の額が減少した場合等における職員に対する通知について必要な事項を定めた。
30.12.19 人委職第204号	職員の給料の調整額に関する規則の調整基本額について	30.4.1	給与条例等の一部改正に伴い、職員の給料の調整額の調整基本額を定めた。
31.3.26 人委職第262号	「職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について」の一部改正について	31.4.1	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
31.3.26 人委職第263号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	31.4.1	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
31.3.29 人委職第266号	「職員の育児休業等に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	31.4.1	職員の育児休業等に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
31.3.26 人委職第267号	「職員の修学部分休業に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	31.4.1	修学部分休業関係の諸手続について、所要の整備を行った。
31.3.26 人委職第268号	「職員の自己啓発等休業に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	31.4.1	自己啓発等休業関係の諸手続について、所要の整備を行った。
31.3.26 人委職第269号	「職員の配偶者同行休業に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	31.4.1	配偶者同行休業関係の諸手続について、所要の整備を行った。
31.3.29 人委職第270号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	31.4.1	給与条例及び給与等条例の一部改正により、勤勉手当の支給割合が改正されたことに伴い、所要の改正を行った。
31.3.29 人委職第271号	「通勤手当に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	31.4.1	通勤手当に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を行った。
31.3.29 人委職第273号	「単身赴任手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	31.4.1	国の運用通知の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
31.3.29 人委職第276号	「職員の給与簿及び給与の 支払監理に関する規則の運 用等について」の通知の全部 改正について	31.4.1	職員の給与簿及び給与の支払監理に 関する規則の一部改正により、所要の 整備を行うもの。
31.3.29 人委職第277号	「職員の昇格の実施基準に ついて」の通知の全部改正に ついて」の通知の一部改正に ついて	31.4.1	初任給、昇格、昇給等の基準に関す る規則の一部改正に伴い、所要の改正 を行った。
31.3.29 人委職第278号	「職員の給与の支給に関す る規則の運用等について」の 通知の一部改正について	31.4.1	職員の給与の支給に関する規則の一 部改正及び「職員の給与簿及び給与の 支払監理に関する規則の運用等につい て」の通知の全部改正等に伴い、所要 の改正を行った。
31.3.29 人委職第282号	「職員の任用に関する規則 の運用等について」の通知の 一部改正について	31.4.1	学校教育法の一部改正に伴い、所要 の改正を行った。

## 5 委員会の調査活動

### (1) 現場職員の声を聴く会

人事委員会委員が県行政の第一線に赴き、現場の実態を視察するとともに、そこで働く職員から生の声を聞くことにより、県職員の業務や意識、生活に対する理解を深め、もって人事行政の適正かつ円滑な推進に資することを目的として実施した。

実施日	概要
平成30年8月20日(月)	<p>1 調査公所名 岩手県立花巻清風支援学校 岩手県立花巻清風支援学校(北上みなみ分教室小学部)</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要説明及び施設見学</li> <li>・ 意見交換 教職員の勤務状況について 教職員の負担軽減の取組について 就職・進学指導、部活動指導について 職員の勤務環境上の課題等について</li> </ul>
平成31年1月24日(木)	<p>1 調査公所名 岩手県立杜陵高等学校 県南広域振興局</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要説明及び施設見学</li> <li>・ 意見交換 教職員の勤務状況について 生徒指導及び保護者対応について ワーク・ライフ・バランス推進の取組について 超過勤務縮減の取組について</li> </ul>



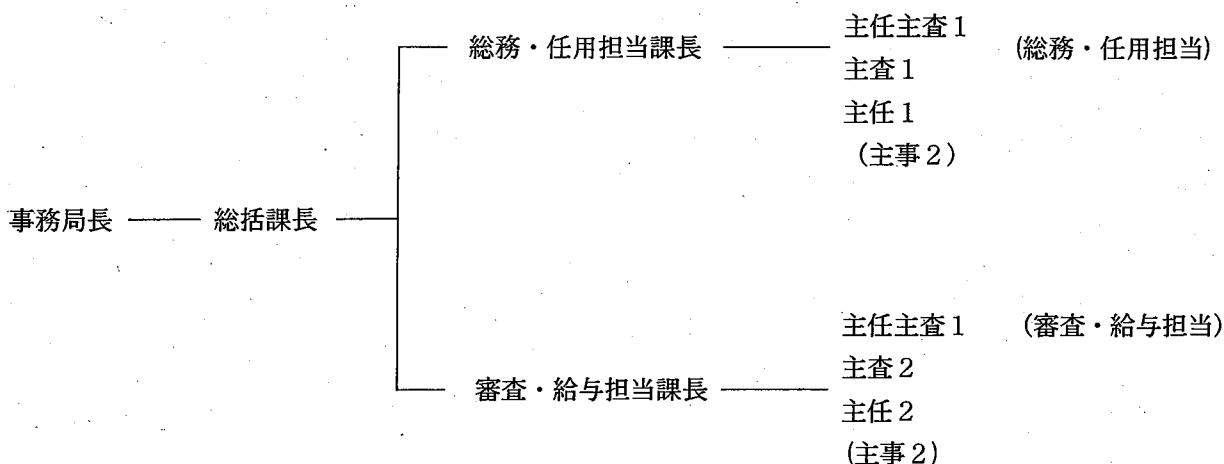
# 事 務 局



### 第3 事務局

#### 1 事務局 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

##### (1) 組織



##### (2) 事務分掌

担当	分掌事務
総務・任用担当	1. 人事委員会の会議に関する事。
	2. 公印に関する事。
	3. 事務局職員の任用、給与その他人事に関する事。
	4. 人事委員会の規則、訓令等の公布又は公表に関する事。
	5. 行政文書の收受、審査、発送及び整理保存に関する事。
	6. 物品の管理に関する事。
	7. 予算経理に関する事。
	8. 広報に関する事。
	9. 人事記録に関する事の管理及び人事に関する統計報告の作成に関する事。
	10. 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関する事 (審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。)
	11. 職員の競争試験及び選考に関する事。
	12. 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関する事 (審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。)
	13. 情報公開に関する事務の総括に関する事。
	14. 個人情報保護に関する事務の総括に関する事。
	15. 審査・給与担当の事務に属さない事。

担当	分 掌 事 務
審査・給与担当	1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事。 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に関する事。 3 職員に対する不利益処分についての審査請求に関する事。 4 職員からの苦情相談に関する事。 5 職員団体の登録に関する事。 6 労働基準監督機関の職権に関する事。 7 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究等に関する事。 8 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関する事（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。 9 職員に対する給与の支払の監理に関する事。 10 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関する事（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。 11 給料表についての報告及び勧告に関する事。 12 その他法令又は条例に基づく人事委員会の所掌に属する事務のうち、審査又は給与に係るものに関する事。

### (3) 事務局職員の配置

職員の定数は、岩手県定数条例（昭和 27 年条例第 18 号）に基づき、昭和 40 年以降 19 名とされていたが、行政改革の一環として行われた定数の見直しにより、昭和 61 年 4 月 1 日以降 18 名とされた。

なお、現員は、平成 18 年 4 月 1 日から 17 名、平成 20 年 4 月 1 日から事務局の組織改編に伴い、総務課が廃止され 16 名、平成 21 年 4 月 1 日から 15 名となっていたが、平成 28 年 4 月 1 日から 16 名となっている。

課・担当名	定数(実質)	現 員	備 考	
事務局長	1	1		
職員課	総括課長	1	1	
	総務・任用担当	6	6	総務・任用担当課長を含む。
	審査・給与担当	8	8	審査・給与担当課長を含む。
計	16	16		

(注) 現員は、平成 31 年 4 月 1 日現在の状況である。

## (4) 事務局職員一覧表

職名	氏名	在職期間
事務局長	菊池 透	29. 4. 1~
【職員課】		
総括課長	中里 武司	31. 4. 1~
(総務・任用担当)		
総務・任用担当課長	吉原 武志	30. 4. 1~ 元. 5. 6
総務・任用担当課長	熱海 淑子	元. 5. 7~
主任主査	千葉 雅子	30. 4. 1~
主査	加藤 真知	29. 4. 1~
主任	小笠原 暢子	27. 4. 1~
主事	菊池 侑平	31. 4. 1~
主事	佐野 凌太	31. 4. 1~
(審査・給与担当)		
審査・給与担当課長	嵯峨 真理子	30. 4. 1~
主任主査	平野 朋子	29. 4. 1~
主査	南館 聖子	30. 4. 1~
主査	吉田 淳也	29. 4. 1~
主任	新屋 香織	30. 4. 1~
主任	平松 千波	31. 4. 1~
主事	下村 久也	31. 4. 1~
主事	畠山 美祐	30. 4. 1~

(注) 在職期間は、人事委員会事務局職員として在職した期間である。

## (5) 予算

人事委員会関係の予算は、次のとおりである。

## ア 歳入

(単位：千円)

科 目	平成31年度 当初額	平成30年度			摘 要
		当初額	補正額	総 額	
1 4 諸 収 入	3,333	3,346	230	3,576	
5 受託事業収入	2,595	2,599	238	2,837	
1 受託事業収入	2,595	2,599	238	2,837	公平委員会事務受託
1 総 務	2,595	2,599	238	2,837	
8 雑 入	738	747	△ 8	739	
4 雑 入	738	747	△ 8	739	
2 総 務	738	747	△ 8	739	雇用保険料 警察官採用試験共同実施負担金

## イ 歳出

(単位：千円)

科 目	平成31年度 当初額	平成30年度			摘 要
		当初額	補正額	総 額	
2 総 務 費	155,667	153,505	△ 2,111	151,394	
9 人事委員会費	6,870	6,848	△ 187	6,661	
1 委員会費	6,870	6,848	△ 187	6,661	
1 報 酬	6,300	6,300	0	6,300	委員報酬(3人)
9 旅 費	285	263	△ 137	126	
10 交 際 費	80	80	△ 50	30	
19 負担金補助 及び交付金	205	205	0	205	
2 事務局費	148,797	146,657	△ 1,924	144,733	
2 給 料	63,938	63,608	△ 774	62,834	職員(16人)
3 職員手当等	37,001	36,252	710	36,962	職員手当
4 共 済 費	21,687	21,121	855	21,976	
7 賃 金	2,994	2,975	△ 28	2,947	期限付臨時職員
8 報 償 費	440	924	△ 643	281	
9 旅 費	4,083	3,827	217	4,044	
10 交 際 費	40	40	△ 13	27	
11 需 用 費	6,296	6,226	634	6,860	
12 役 務 費	1,849	1,775	116	1,891	
13 委 託 料	6,161	5,776	△ 2,716	3,060	職員採用・給与関係
14 使用料及び 賃借料	2,017	1,989	△ 212	1,777	採用試験会場使用料
18 備品購入費	166	80	20	100	
19 負担金補助 及び交付金	2,125	2,064	△ 90	1,974	採用試験関係

## (6) 主な行事・業務の状況

年月日	行事・業務内容
30. 4. 2～4. 13	職員採用Ⅰ種・Ⅲ種試験(特別募集)申込受付
30. 4. 6	第1回人事委員会定例会
30. 4. 12～4. 13	職種別民間給与実態調査説明会(東京都)
30. 4. 25	第2回人事委員会定例会
30. 5. 8	東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議(仙台市)
30. 5. 13	職員採用Ⅰ種試験(特別募集)第1次試験(盛岡市・東京都)
30. 5. 13	職員採用Ⅲ種試験(特別募集)第1次試験(盛岡市)
30. 5. 7～5. 18	職員採用Ⅰ種試験申込受付
30. 5. 7～6. 15	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
30. 5. 18	職員採用Ⅰ種試験(特別募集)第1次試験合格発表
30. 5. 23	第3回人事委員会定例会
30. 5. 25	職員採用Ⅲ種試験(特別募集)第1次試験合格発表
30. 5. 28～5. 30	職員採用Ⅰ種試験(特別募集)第2次試験(盛岡市)
30. 5. 28～6. 15	県職員(スポーツ経験者)採用選考申込受付
30. 6. 4～6. 5	職員採用Ⅰ種試験(特別募集)第3次試験(盛岡市)
30. 6. 4～6. 5	職員採用Ⅲ種試験(特別募集)第2次試験(盛岡市)
30. 6. 4～6. 22	県職員(任期付職員経験者 一般事務、総合土木)採用選考申込受付
30. 6. 8	第126回全国人事委員会連合会総会(東京都)
30. 6. 8	職員採用Ⅰ種試験(特別募集)第2次試験合格発表
30. 6. 14	第4回人事委員会定例会
30. 6. 15	職員採用Ⅲ種試験(特別募集)最終合格発表
30. 6. 16	職員採用Ⅰ種試験(特別募集)第3次試験(盛岡市)
30. 6. 24	職員採用Ⅰ種試験第1次試験(盛岡市・東京都)
30. 6. 28	第5回人事委員会定例会
30. 6. 29	職員採用Ⅰ種試験第1次試験合格発表
30. 6. 29	職員採用Ⅰ種試験(特別募集)最終合格発表
30. 7. 1	県職員(スポーツ経験者)採用選考第1次選考(盛岡市)
30. 7. 5～7. 6	全国人事委員会連合会公平審査事務研修会(神戸市)
30. 7. 8	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験(盛岡市、さいたま市)
30. 7. 8	県職員(任期付職員経験者 一般事務、総合土木)採用選考第1次選考(盛岡市)
30. 7. 9～7. 18	職員採用Ⅰ種試験第2次試験(盛岡市)
30. 7. 11～7. 13	給与実務担当者説明会(仙台市)
30. 7. 17～8. 24	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
30. 7. 17～8. 24	任期付職員採用試験(一般事務・総合土木)申込受付
30. 7. 19	第6回人事委員会臨時会
30. 7. 20	県職員(スポーツ経験者)採用選考第1次選考合格発表
30. 7. 20	県職員(任期付職員経験者 一般事務・総合土木)採用選考第1次選考合格発表
30. 7. 26	第7回人事委員会定例会
30. 7. 27	職員採用Ⅰ種試験第2次試験合格発表
30. 7. 27	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験合格発表
30. 8. 1～9. 21	身体障がい者を対象とした職員採用選考申込受付
30. 8. 2～8. 10	職員採用Ⅰ種試験第3次試験(盛岡市)
30. 8. 9	第8回人事委員会定例会

年月日	行事・業務内容
30. 8. 10	人事院勧告
30. 8. 10	人事院勧告説明会(全人連主催、東京都)
30. 8. 13	人事院勧告説明会(仙台市)
30. 8. 14～8. 24	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験申込受付
30. 8. 20	第9回人事委員会定例会
30. 8. 20	「現場職員の声を聴く会」(県立花巻清風支援学校、同支援学校(北上みなみ分教室小学部))
30. 8. 21	職員採用Ⅰ種試験最終合格発表
30. 8. 22	全国人事委員会事務局長会議(総務省主催、東京都)
30. 8. 23	県職員(スポーツ経験者)採用選考第2次選考(盛岡市)
30. 8. 23	県職員(任期付職員経験者 一般事務・総合土木)採用選考第2次選考(盛岡市)
30. 8. 27～8. 31	警察官A(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
30. 8. 27	大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
30. 8. 29	東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議(盛岡市)
30. 9. 3	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務会議(秋田市)
30. 9. 6	第10回人事委員会臨時会
30. 9. 7	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表
30. 9. 7	県職員(スポーツ経験者)採用選考最終合格発表
30. 9. 7	県職員(任期付職員経験者 一般事務・総合土木)採用選考最終合格発表
30. 9. 14	第11回人事委員会定例会
30. 9. 16	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験(盛岡市・金ケ崎町・釜石市・宮古市・久慈市)
30. 9. 16	任期付職員採用試験(一般事務)第1次試験(盛岡市、東京都)
30. 9. 18	岩手県地方公務員共闘会議との総括課長会見
30. 9. 20	第12回人事委員会臨時会
30. 9. 23	職員採用Ⅱ種試験第1次試験(盛岡市)
30. 9. 23	職員採用Ⅲ種試験第1次試験(盛岡市・金ケ崎町・釜石市・久慈市)
30. 9. 25	岩手県地方公務員共闘会議との事務局長会見
30. 9. 26	岩手県自治体労働組合総連合との総括課長会見
30. 9. 28	第13回人事委員会定例会
30. 10. 2	岩手県地方公務員共闘会議との委員長会見
30. 10. 5	第14回人事委員会定例会
30. 10. 5	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験合格発表
30. 10. 5	任期付職員採用試験(一般事務・総合土木)第1次試験合格発表
30. 10. 11	第15回人事委員会臨時会
30. 10. 11	職員の給与等に関する報告及び勧告
30. 10. 12	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第1次試験合格発表
30. 10. 21	身体障がい者を対象とした職員採用選考第1次選考(盛岡市)
30. 10. 22～10. 31	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第2次試験(盛岡市)
30. 10. 24～10. 29	任期付職員採用試験(一般事務・総合土木)第2次試験(盛岡市)
30. 10. 26	身体障がい者を対象とした職員採用選考第1次選考合格発表
30. 11. 9	第16回人事委員会定例会
30. 11. 9	職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験最終合格発表
30. 11. 9	任期付職員採用試験(一般事務・総合土木)最終合格発表
30. 11. 12～11. 14	警察官B(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
30. 11. 14	高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)



年 月 日	行 事・業 務 内 容
30. 11. 20	身体障がい者を対象とした職員採用選考第2次選考(盛岡市)
30. 11. 21	第17回人事委員会定例会
30. 11. 22	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表
30. 12. 3	第18回人事委員会臨時会
30. 12. 7	身体障がい者を対象とした職員採用選考最終合格発表
30. 12. 13	第19回人事委員会定例会
30. 12. 20	第20回人事委員会定例会
30. 12. 27	岩手県庁業務セミナー(盛岡市)
31. 1. 16	岩手県獣医師会からの要望
31. 1. 24	第21回人事委員会定例会
31. 1. 24	「現場職員の声を聴く会」(県立杜陵高校、県南広域振興局)
31. 1. 28	東北・北海道地区人事委員会協議会任用事務会議(福島市)
31. 1. 29	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務研修会(札幌市)
31. 2. 8	第22回人事委員会定例会
31. 2. 15	全人連給与部会給与勉強会(横浜市)
31. 2. 15	岩手県庁業務セミナーin東京(東京都)
31. 2. 20	第23回人事委員会定例会
31. 2. 28	第24回人事委員会臨時会
31. 3. 7	第25回人事委員会定例会
31. 3. 13	岩手県職員・警察官業務説明会(盛岡市)
31. 3. 14	第26回人事委員会臨時会
31. 3. 19	第27回人事委員会定例会

(7) 諸会議等

平成30年度において開催された人事委員会関係の諸会議等の状況は、次のとおりである。

ア 全国人事委員会連合会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
第126回総会	30.6.8 (東京都)	<p>【永年勤続者の表彰】</p> <p>1. 総務大臣表彰(20年、10年勤続委員)</p> <p>【議事】</p> <p>1. 平成29年度決算について</p> <p>2. 平成30年度事業計画案及び予算案について</p> <p>3. 第127回総会について</p> <p>4. 第62回公平審査事務研修会について</p> <p>【報告】</p> <p>1. 平成28・29年度専門部会の結果報告について</p> <p>2. 第60回公平審査事務研修会の結果報告について</p> <p>3. 第61回公平審査事務研修会について</p> <p>4. 平成30年度理事について</p> <p>5. 「園遊会」及び「桜を見る会」への招待者について</p> <p>6. ブロック活動状況報告について</p> <p>【役員選挙】</p>
第61回公平審査事務研修会	30.7.5 ～6 (神戸市)	<p>【研究テーマ】</p> <p>1. 懲戒処分と責任能力について</p> <p>2. 懲戒処分の対象事実に争いがある場合の事実認定について</p> <p>3. セクシュアル・ハラスメントを理由とする不利益処分について</p> <p>【講演】</p> <p>1. 「地方公務員行政の現状と課題」 総務省自治行政局公務員部公務員課長 諸戸 修二 氏</p>
給与部会給与勉強会	31.2.15 (横浜市)	<p>【講演】</p> <p>1. 「国の俸給表改定について」 人事院給与局給与第一課長補佐(俸給班) 山田 裕美 氏</p> <p>【意見交換】</p> <p>1. 行政職給料表にかかる独自給料表の導入状況について</p> <p>2. 教員給与に関する参考モデル給料表等について</p>

イ 東北・北海道地区人事委員会協議会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
委員長・事務局長 会議	30.5.8 (仙台市)	<p>【講演】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「地方公務員の給与について」 総務省自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室 課長補佐 泉 智徳 氏</li> <li>2. 「地方公務員の長時間労働をめぐる状況と安全衛生管理等について」 総務省自治行政局公務員部福利課安全厚生推進室 大臣官房付 深澤 正志 氏</li> </ol> <p>【議事】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 29 年度事業報告及び歳入歳出決算について</li> <li>2. 平成 30 年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について</li> <li>3. 平成 30 年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事委員会の選出について</li> <li>4. 平成 30 年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事委員会の選出について</li> <li>5. 平成 30 年度全国人事委員会連合会役員(会長・副会長)選出のための選考委員の選出について</li> </ol> <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 30 年度全国人事委員会連合会理事の選出について</li> <li>2. 平成 30 年度全国人事委員会連合会役員会の概要について</li> </ol> <p>【意見交換】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 長時間労働の是正及び柔軟な働き方について</li> </ol>

会 議 名	期 日 (会場)	会 議 の 内 容
委員・事務局長合同会議	30. 8. 29 (盛岡市)	<p>【委員・事務局長合同会議】</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 働き方改革関連法への対応について <ol style="list-style-type: none"> <li>① 働き方改革関連法の成立を受けた勧告・報告内容の検討状況について</li> <li>② 働き方改革関連法を踏まえた労働基準監督機関の職権行使について</li> </ol> </li> <li>2. 各道県における人事委員会勧告・報告内容の検討状況について</li> </ol> <p>【委員会議】</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受験者確保対策について</li> <li>2. 定年延長に係る課題について</li> <li>3. 学校現場における長時間勤務解消に向けた取組について</li> </ol> <p>【事務局長会議】</p> <p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査請求において請求者が代理人を選任しない場合の事務上の助言について</li> <li>2. 職員の失職に係る条例の特例規定について</li> <li>3. 労働局との連携状況について</li> <li>4. 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について</li> <li>5. 心理職に係る受験資格の見直しについて</li> </ol>
給与事務会議	30. 9. 3 (秋田市)	<p>【課長・係長合同会議】</p> <p>(1) 協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本年の改定について</li> <li>2. 会計年度任用職員制度について</li> <li>3. 公務員の定年の引上げに係る意見の申出について</li> <li>4. 期末手当について</li> <li>5. 宿日直手当について</li> <li>6. その他</li> </ol> <p>【分科会】</p> <p>(1) 課長意見交換会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時間外勤務命令の上限規制について</li> <li>2. セクハラ相談窓口の設置について</li> </ol> <p>(2) 係長意見交換会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 諸手当の改定について</li> <li>2. 時間外勤務手当の算定基礎について</li> <li>3. 国家公務員給与やラスパイレス指数との比較に関する言及について</li> </ol> <p>4. 聴取事項</p>

会議名	期日 (会場)	会議の内容
任用事務会議	31. 1. 28 (福島市)	<p>聴取事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受験者確保及び辞退者対策について</li> <li>2. 平成 30 年度大学卒業程度採用試験（一般行政職）の人物試験について</li> <li>3. 民間（社会人）経験者等を対象とした採用試験について</li> <li>4. 障害者を対象とした職員採用試験（選考考査）について</li> <li>5. 退職した警察官の選考採用（再採用）について</li> <li>6. 試験実施における災害時等への対応について</li> <li>7. 臨時・非常勤職員の任用に係る人事委員会の関与について</li> <li>8. 動画や SNS を利用した広報活動等について</li> <li>9. 採用試験受験申込における電子申請の活用状況について</li> <li>10. 情報公開の対応について</li> <li>11. 福祉職の採用について</li> </ol>
給与事務研修会	31. 1. 29 (札幌市)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人事委員会勧告の概要について</li> <li>2. 給料表の改定手法等について</li> <li>3. 提出議題の意見交換について <ol style="list-style-type: none"> <li>① モデル給与例の作成、公表について</li> <li>② 給料表改定に係る水準調整の方法について</li> <li>③ 給料表の号給増設について</li> <li>④ 初任給基準について</li> <li>⑤ 級別標準職務表における「人事委員会の認めるもの」の取扱いについて</li> <li>⑥ 復職時調整について</li> <li>⑦ 別居している父母等の扶養親族としての認定における生計費の考慮について</li> <li>⑧ 特殊勤務手当（部活動指導手当）に係る改正等の検討状況について</li> <li>⑨ 特地公署等の指定に係る「特別の事情」の考え方等について</li> <li>⑩ 獣医師に係る初任給調整手当等について</li> <li>⑪ 特別の宿日直勤務に対する宿日直手当について</li> <li>⑫ 会計年度任用職員に係る条例・規則等の検討状況について</li> <li>⑬ 給与の支払監理の実施方法について</li> </ol> </li> </ol>

ウ 総務省関係

会議名	期日 (会場)	会議の内容
全国人事委員会 事務局長会議	30. 8. 22 (東京都)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について</li> <li>2. 給与及び定員の諸問題について</li> <li>3. 人事院の勧告及び意見の申出について</li> <li>4. 地方公務員の労働安全衛生について</li> </ol>



# 任 用 関 係 事 務





## 2 任用関係事務

### (1) 概況

#### ア 採用広報活動

複雑化・高度化する行政ニーズに適切に対応するためには、多様で有為な人材の確保が必要であるが、県職員採用試験の受験者数は、従来にも増して、民間企業及び他の公務員採用試験の動向等の影響を強く受けるようになっており、よりきめ細かな採用広報活動が求められている。

そのため、採用広報活動の実施にあたっては、単なる試験情報の提供に止まらず、本県行政の実情や業務の内容への理解を促進することにより、県職員への志望意欲の高い受験者を1人でも多く確保するよう努めている。

平成30年度は、12月と3月に盛岡で、2月には東京で業務説明会を開催し、知事からのメッセージ、各職種の現役職員による業務紹介等を行った。

このほか、技術系職種の受験者確保のため、県庁ナビゲータと県庁技術系業務説明会を実施し、個別の相談対応等により、進路選択肢の一つとして県職員を目指すきっかけとなるよう努めている。

#### イ 競争試験の概要

平成30年度に実施した採用試験の状況は、(2)のウの表のとおりである。

I種試験は、職種区分を14に分けて実施しており、平成30年度は全14職種で実施した。II種試験は2職種、III種試験は6職種、警察官採用試験は4職種で実施した。また、I種試験のうち4職種及びIII種試験1職種で特別募集を実施したほか、東日本大震災津波からの復興事業等の一時的な業務の増加に伴う職員の不足に対応するため、平成23年度から8年度連続で任期付職員採用試験を実施した。

なお、警察官A(男性)及び警察官B(男性)採用試験の第1次試験については、昨年と同様に東京都(警視庁)、千葉県及び神奈川県等の3都県の依頼を受けて共同で実施した。依頼都県の当初採用予定数は15人(前年度比増減なし)であり、最終合格者8人であった。

平成30年度に実施した採用試験における採用状況は、(2)のエの表のとおりである。

全試験の平成21年度以降の申込者数の推移は(2)のオの表のとおりである。県職員採用試験の申込者数は平成24年度以降、また、警察官採用試験の申込者は平成19年度以降減少傾向にある。

#### ウ 選考の概要

任命権者からの申請に基づき承認した選考による採用は16人(前年度比1人増)、選考による昇任は9人(同4人減)で、合計25人(同3人減)について承認した。このうち委員会付議級に係るものは14人(同1人減)であった。

このほか、例年実施している身体障がい者を対象とした職員採用選考、警察官(武道指導)採用選考、スポーツ経験者採用選考、任期付職員経験者採用選考を実施した。

## (2) 職員採用試験の実施状況

## ア 採用試験の日程等

平成30年度に実施した採用試験の日程等は、次のとおりである。

試験の種類		受付期間	試験日	試験地	採用候補者名簿 確定年月日 (合格発表日)
Ⅰ種	第1次試験	30. 5. 7～ 30. 5. 18	30. 6. 24	盛岡市、東京都	(30. 6. 29)
	第2次試験		30. 7. 9～18	盛岡市	(30. 7. 27)
	第3次試験		30. 8. 2～10	盛岡市	30. 8. 20 (30. 8. 21)
Ⅰ種 (特別募集)	第1次試験	30. 4. 2～ 30. 4. 13	30. 5. 13	盛岡市、東京都	(30. 5. 18)
	第2次試験		30. 5. 28～30	盛岡市	(30. 6. 8)
	第3次試験		30. 6. 16	盛岡市	30. 6. 28 (30. 6. 29)
Ⅱ種	第1次試験	30. 8. 14～ 30. 8. 24	30. 9. 23	盛岡市	(30. 10. 12)
	第2次試験		30. 10. 22～ 10. 31	盛岡市	30. 11. 9 (30. 11. 9)
Ⅲ種	第1次試験	30. 8. 14～ 30. 8. 24	30. 9. 23	盛岡市、金ケ崎町、釜石市、 久慈市	(30. 10. 12)
	第2次試験		30. 10. 22～ 10. 31	盛岡市	30. 11. 9 (30. 11. 9)
Ⅲ種 (特別募集)	第1次試験	30. 4. 2～ 30. 4. 13	30. 5. 13	盛岡市	(30. 5. 25)
	第2次試験		30. 6. 4～ 6. 5	盛岡市	30. 6. 14 (30. 6. 15)
警察官A (男性)	第1次試験	30. 5. 7～ 30. 6. 15	30. 7. 8	盛岡市、埼玉県	(30. 7. 27)
	第2次試験		30. 8. 27、 30. 31	盛岡市	30. 9. 6 (30. 9. 7)
警察官A (女性)	第1次試験	30. 5. 7～ 30. 6. 15	30. 7. 8	盛岡市、埼玉県	(30. 7. 27)
	第2次試験		30. 8. 30、31	盛岡市	30. 9. 6 (30. 9. 7)
警察官B (男性)	第1次試験	30. 7. 17～ 30. 8. 24	30. 9. 16	盛岡市、金ケ崎町、釜石市、 宮古市、久慈市	(30. 10. 12)
	第2次試験		30. 11. 12～14	盛岡市	30. 11. 21 (30. 11. 22)
警察官B (女性)	第1次試験	30. 7. 17～ 30. 8. 24	30. 9. 16	盛岡市、金ケ崎町、釜石市、 宮古市、久慈市	(30. 10. 12)
	第2次試験		30. 11. 12、13	盛岡市	30. 11. 21 (30. 11. 22)
任期付職員 (一般事務)	第1次試験	30. 7. 17～ 30. 8. 24	30. 9. 16	盛岡市、東京都	(30. 10. 5)
	第2次試験		30. 10. 24～26、 29	盛岡市	30. 11. 9 (30. 11. 9)
任期付職員 (総合土木)	第1次試験	30. 7. 17～ 30. 8. 24	—	(提出書類による選考)	(30. 10. 5)
	第2次試験		30. 10. 24～26	盛岡市	30. 11. 9 (30. 11. 9)

イ 採用試験の受験資格及び試験方法

平成30年度に実施した採用試験の受験資格及び試験方法は、次のとおりである。

試験種類	受験資格	試験方法		
		第1次試験	第2次試験	第3次試験
I種	<p>(一般行政B及び総合土木Bを除く職種)</p> <p>(ア) 昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者(平成30年4月1日における年齢が21歳以上32歳未満の者)</p> <p>(イ) 平成9年4月2日以降に生まれた者〔平成30年4月1日における年齢が21歳未満の者〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成31年3月31日までに卒業見込の者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者</p> <p>(一般行政B及び総合土木B)</p> <p>昭和53年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者(平成30年4月1日における年齢が21歳以上40歳未満の者)</p>	<p>○教養試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題 120分 (50題中40題の選択解答制)</p> <p>(一般行政B及び総合土木B) 多肢選択式75題 90分</p> <p>○専門試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題 120分 (一般行政Aは必須回答10題、40題中30題の選択解答制、総合土木A及び総合化学は50題中40題の選択解答制)</p> <p>(総合土木B) 記述式2題 論文試験と合わせて120分</p> <p>○論文試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 課題1題 80分</p> <p>(一般行政B) 課題2題 120分</p> <p>(総合土木B) 課題1題 専門試験と合わせて120分</p>	<p>○人物試験 個別面接 グループワーク 適性検査</p> <p>○身体検査</p>	<p>○人物試験 個別面接</p>

試験種類	受験資格	試験方法		
		第1次試験	第2次試験	第3次試験
I種 (特別募集)	<p>(一般行政Bを除く職種)</p> <p>(ア) 昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(平成30年4月1日における年齢が22歳以上33歳未満の者)</p> <p>(イ) 平成8年4月2日以降に生まれた者〔平成30年4月1日における年齢が22歳未満の者〕で大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成30年7月31日までに卒業見込の者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者</p> <p>(一般行政B) 昭和53年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者(平成30年4月1日における年齢が21歳以上40歳未満の者)</p>	<p>○教養試験 (一般行政Bを除く職種) 多肢選択式40題 120分</p> <p>(一般行政B) 多肢選択式75題 90分</p> <p>○専門試験 (一般行政A及び総合土木A) 多肢選択式40題 120分</p> <p>(社会福祉) 多肢選択式30題 120分</p> <p>○論文試験 (一般行政Bを除く職種) 課題1題 80分</p> <p>(一般行政B) 課題2題 120分</p>	<p>○人物試験 個別面接 グループワーク 適性検査</p> <p>○身体検査</p>	<p>○人物試験 個別面接</p>

試験種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
Ⅱ種	平成4年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者(平成30年4月1日における年齢が19歳以上26歳未満の者)	<input type="radio"/> 教養試験 多肢選択式40題 120分 (50題中40題の選択解答制)  <input type="radio"/> 論文試験 課題1題 80分	<input type="radio"/> 人物試験 個別面接 適性検査  <input type="radio"/> 身体検査
Ⅲ種	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者(平成30年4月1日における年齢が17歳以上21歳未満の者) ただし、大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成31年3月31日までに卒業する見込の者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者は除く。	<input type="radio"/> 教養試験 多肢選択式50題 120分  <input type="radio"/> 専門試験 (総合土木、機械、電気) 多肢選択式40題 120分  (林業) 短答式10題及び記述式2題 120分  <input type="radio"/> 作文試験 課題1題 60分	<input type="radio"/> 人物試験 個別面接 適性検査  <input type="radio"/> 身体検査
Ⅲ種 (特別募集)	平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者(平成30年4月1日における年齢が18歳以上22歳未満の者) ただし、大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成30年7月31日までに卒業する見込の者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者は除く。	<input type="radio"/> 教養試験 多肢選択式40題 120分  <input type="radio"/> 作文試験 課題1題 60分	<input type="radio"/> 人物試験 個別面接 適性検査  <input type="radio"/> 身体検査
警察官	(警察官A(男性)) 昭和60年4月2日以降に生まれた男性 [平成30年4月1日における年齢が33歳未満の男性]で大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成31年3月31日までに卒業見込の者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者  (警察官A(女性)) 昭和60年4月2日以降に生まれた女性 [平成30年4月1日における年齢が33歳未満の女性]で大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成31年3月31日までに卒業見込の者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者	<input type="radio"/> 教養試験 多肢選択式40題 120分 (50題中40題の選択解答制)  <input type="radio"/> 作文試験 課題1題 60分	<input type="radio"/> 人物試験 個別面接 適性検査  <input type="radio"/> 身体検査  <input type="radio"/> 体力検査  <input type="radio"/> 身体計測

試験種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
警察官	(警察官B(男性)) 平成元年4月2日から平成13年4月1日生まれの男性〔平成30年4月1日における年齢が17歳以上29歳未満の男性〕。ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。	○教養試験 多肢選択式50題 120分  ○作文試験 課題1題 60分	○人物試験 個別面接 適性検査  ○身体検査  ○体力検査  ○身体計測
	(警察官B(女性)) 平成元年4月2日から平成13年4月1日生まれの女性〔平成30年4月1日における年齢が17歳以上29歳未満の女性〕。ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。		
任期付職員	(一般事務) 平成13年4月1日までに生まれた者〔平成30年4月1日における年齢が17歳以上の者〕	○教養試験 多肢選択式50題 120分  ○作文試験 課題1題 60分  ○記述試験 受験申込時に提出された書類による選考	○人物試験 個別面接  ○身体検査
	(総合土木) 次のいずれかの要件を満たしている者(平成30年6月末現在) (ア) 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者 (イ) 2級土木施工管理技術検定試験の受験資格相当の実務経験を有する者		

※ I種及びI種(特別募集)のうち、第1次試験日に実施する論文試験の採点は、第1次試験合格者についてのみ行い、採点結果は第2次試験の結果に反映するものであること。

ウ 平成30年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官採用試験等実施結果

試験の種類 及び職種区分	採用 予定数 (変更後)	第1次試験				第2次試験		第3次試験		最終 倍率 (B)/(D)	前年度 合格者数	対前年度 増減		
		申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) %	倍率 (B)/(C)	受験者数 (D)	合格者数 (D)						
		人	人	人	%	倍	人	人						
Ⅰ 種	一般行政 (A)	44	342 (113)	276 (95)	118 (30)	80.7	2.3	107 (27)	68 (20)	66 (20)	55 (19)	5.0	55 (33)	▲0 (▲14)
	一般行政 (B)	5	104 (32)	68 (24)	21 (4)	65.4	3.2	17 (3)	9 (3)	9 (3)	6 (1)	11.3	4 (2)	▲2 (▲1)
	社会福祉	12	31 (20)	28 (19)	26 (17)	90.3	1.1	25 (16)	16 (11)	15 (10)	13 (9)	2.2	13 (9)	▲0 (▲0)
	心理	3	15 (12)	10 (8)	8 (6)	66.7	1.3	7 (5)	5 (3)	5 (3)	4 (3)	2.5	4 (3)	▲0 (▲0)
	農学	13	23 (9)	18 (9)	16 (8)	78.3	1.1	15 (8)	12 (7)	12 (7)	12 (7)	1.5	13 (2)	▲1 (▲5)
	畜産	3	12 (8)	6 (4)	6 (4)	50.0	1.0	5 (4)	5 (4)	5 (4)	4 (4)	1.5	3 (2)	▲1 (▲2)
	林学	7	13 (5)	11 (5)	11 (5)	84.6	1.0	10 (4)	8 (3)	8 (3)	8 (3)	1.4	5 (2)	▲3 (▲1)
	水産	4	8 (4)	7 (3)	7 (3)	87.5	1.0	7 (3)	5 (3)	5 (3)	4 (3)	1.8	4 (1)	▲0 (▲2)
	総合土木 (A)	22	34 (6)	29 (5)	28 (5)	85.3	1.0	28 (5)	25 (5)	24 (5)	24 (5)	1.2	25 (6)	▲1 (▲1)
	総合土木 (B)	5	4 (0)	3 (0)	2 (0)	75.0	1.5	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3.0	1 (0)	▲0 (▲0)
	建築	1	5 (3)	4 (2)	3 (2)	80.0	1.3	3 (2)	3 (2)	3 (2)	1 (1)	4.0	3 (2)	▲2 (▲1)
	機械	1	7 (0)	5 (0)	4 (0)	71.4	1.3	4 (0)	3 (0)	3 (0)	2 (0)	2.5	2 (1)	▲0 (▲1)
	電気	2	11 (0)	9 (0)	6 (0)	81.8	1.5	5 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	4.5	2 (0)	▲0 (▲0)
	総合化学	4	25 (8)	16 (3)	10 (3)	64.0	1.6	9 (2)	6 (2)	6 (2)	4 (1)	4.0	5 (2)	▲1 (▲1)
計(14職種)	126	634 (220)	490 (177)	266 (87)	77.3	1.8	244 (79)	170 (63)	166 (62)	140 (56)	3.5	139 (65)	▲1 (▲9)	
Ⅰ 種 (特別)	一般行政 (A)	10	157 (48)	108 (34)	26 (4)	68.8	4.2	22 (4)	15 (4)	15 (4)	9 (2)	12.0	15 (2)	▲6 (▲0)
	一般行政 (B)	5	125 (37)	93 (26)	13 (1)	74.4	7.2	12 (1)	7 (1)	7 (1)	6 (1)	15.5	5 (0)	▲1 (▲1)
	社会福祉	5	20 (13)	13 (11)	11 (9)	65.0	1.2	11 (9)	7 (6)	7 (6)	5 (4)	2.6	5 (3)	▲0 (▲1)
	総合土木 (A)	8	10 (0)	8 (0)	7 (0)	80.0	1.1	7 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	8.0	4 (1)	▲3 (▲1)
	計(4職種)	28	312 (98)	222 (71)	51 (14)	71.2	3.9	52 (14)	31 (11)	31 (11)	21 (7)	10.6	29 (6)	▲8 (▲1)
Ⅱ 種	一般事務	23	186 (72)	136 (55)	62 (26)	73.1	2.2	53 (24)	37 (19)	37 (19)	27 (16)	3.7	27 (16)	▲10 (▲3)
	警察事務	5	52 (34)	42 (30)	18 (13)	80.8	2.3	14 (10)	7 (5)	7 (5)	8 (3)	6.0	8 (3)	▲1 (▲2)
	計(2職種)	28	238 (106)	178 (85)	80 (39)	74.8	2.2	67 (34)	44 (24)	44 (24)	35 (19)	4.0	35 (19)	▲9 (▲5)
Ⅲ 種	一般事務	52	385 (146)	366 (141)	152 (67)	95.1	2.4	151 (67)	77 (39)	77 (39)	75 (34)	4.8	75 (34)	▲2 (▲5)
	警察事務	3	25 (11)	23 (10)	10 (4)	92.0	2.3	10 (4)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	5.8	4 (2)	▲0 (▲0)
	林業	3	6 (0)	6 (0)	3 (0)	100.0	2.0	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	3.0	2 (0)	▲0 (▲0)
	総合土木	7	16 (2)	15 (2)	12 (2)	93.8	1.3	12 (2)	10 (2)	10 (2)	11 (1)	1.5	11 (1)	▲1 (▲1)
	機械	1	1 (0)	1 (0)	1 (0)	100.0	1.0	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1.0	2 (0)	▲1 (▲0)
	電気	1	2 (0)	2 (0)	1 (0)	100.0	2.0	1 (0)	1 (0)	1 (0)	-	-	-	-
	計(6職種)	67	435 (159)	413 (153)	179 (73)	94.9	2.3	177 (73)	95 (43)	95 (43)	94 (37)	4.3	94 (37)	▲1 (▲6)
Ⅲ 種 (特別)	一般事務	16	155 (51)	142 (48)	34 (13)	91.6	4.2	30 (9)	17 (8)	17 (8)	7 (1)	8.4	7 (1)	▲10 (▲7)
	計(1職種)	16	155 (51)	142 (48)	34 (13)	91.6	4.2	30 (9)	17 (8)	17 (8)	7 (1)	8.4	7 (1)	▲10 (▲7)
県職員計(22職種) ※特別募集を除く。	221	1,307 (485)	1,081 (415)	525 (199)	82.7	2.1	488 (186)	309 (130)	309 (130)	279 (123)	3.9	268 (121)	▲11 (▲2)	
警 察 官	警察官A (男)	36	172 (5)	130 (4)	119 (4)	75.6	1.1	94 (10)	50 (10)	50 (10)	50 (10)	2.6	50 (10)	▲0 (▲1)
	警察官A (女)	6	49 (3)	35 (3)	33 (3)	71.4	1.1	29 (10)	10 (10)	10 (10)	9 (10)	3.5	9 (10)	▲1 (▲1)
	小計	42	221 (8)	165 (7)	152 (7)	74.7	1.1	123 (20)	60 (20)	60 (20)	59 (20)	2.8	59 (20)	▲1 (▲1)
	警察官B (男)	32	178 (3)	162 (3)	112 (3)	91.0	1.4	105 (10)	33 (10)	33 (10)	41 (10)	4.9	41 (10)	▲8 (▲8)
	警察官B (女)	6	39 (3)	36 (3)	21 (3)	92.3	1.7	21 (10)	7 (10)	7 (10)	8 (10)	5.1	8 (10)	▲1 (▲1)
	小計	38	217 (6)	198 (6)	133 (6)	91.2	1.5	126 (20)	40 (20)	40 (20)	49 (20)	5.0	49 (20)	▲9 (▲9)
警察官計(4職種)	80	438 (14)	363 (14)	285 (14)	82.9	1.3	249 (30)	100 (30)	100 (30)	108 (30)	3.6	108 (30)	▲8 (▲8)	
県職員・警察官計 (26職種) ※特別募集を 除く。	301	1,745 (573)	1,444 (486)	810 (253)	82.8	1.8	737 (236)	409 (147)	409 (147)	379 (140)	3.8	376 (138)	▲3 (▲2)	
任 期 付 職 員	一般事務	23	152 (40)	134 (32)	56 (10)	88.2	2.4	54 (10)	29 (4)	29 (4)	28 (4)	4.6	38 (6)	▲9 (▲2)
	総合土木	20	42 (1)	41 (1)	37 (0)	97.6	1.1	25 (0)	21 (0)	21 (0)	2 (0)	2.0	33 (1)	▲12 (▲1)
	建築	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計(2職種)	43	194 (41)	175 (33)	93 (10)	90.2	1.9	79 (10)	50 (4)	50 (4)	30 (4)	3.5	73 (7)	▲23 (▲3)	
全合計(28職種) ※特別募集を除く。	344	1,939 (614)	1,619 (519)	903 (263)	83.5	1.8	816 (246)	459 (151)	459 (151)	378 (144)	3.8	449 (145)	▲20 (▲1)	

(注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。  
 2 ( )内は、女性の内数、[ ]内は女性の占める割合(増減)である。  
 3 警察官の数は、本県を第一志望とする者の数である。< >内の数は、共同試験実施に係る他都県を第一志望とする者の数である。  
 4 「県職員計」、「県職員・警察官計」、「全合計」の第3次試験欄はⅠ種以外の職種区分にあっては第2次試験(最終試験)の数値を再計上している。

工 平成30年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官等採用候補者の採用状況等

(平成31年4月1日現在)

試験の種類 及び職種区分	採用 予定数	名簿 記載者数 (A)	採用者数 (B)	辞退者数 (C)	名簿 残存者数 (A)-(B)+(C)	採用率	辞退率	前年度 採用者数	対前年度 増減数	
						(B) ×100 (A)-(C)	(C) ×100 (A)			
	人	人	人	人	人	%	%	人	人	
Ⅰ 種	一般行政(A)	44	55	45	10	0	100.0	18.2	44	1
	一般行政(B)	5	6	4	2	0	100.0	33.3	3	1
	社会福祉	12	13	12	1	0	100.0	7.7	11	1
	心理	3	4	3	1	0	100.0	25.0	4	▲1
	農学	13	12	10	2	0	100.0	16.7	13	▲3
	畜産	3	4	2	2	0	100.0	50.0	2	0
	林学	7	8	8	0	0	100.0	0.0	5	3
	水産	4	4	4	0	0	100.0	0.0	4	0
	総合土木(A)	22	24	19	5	0	100.0	20.8	19	0
	総合土木(B)	5	1	1	0	0	100.0	0.0	1	0
	建築	1	1	1	0	0	100.0	0.0	3	▲2
	機械	1	2	1	1	0	100.0	50.0	2	▲1
	電気	2	2	2	0	0	100.0	0.0	1	1
	総合化学	4	4	4	0	0	100.0	0.0	5	▲1
計(14職種)	126	140	116	24	0	100.0	17.1	117	▲1	
Ⅰ 種 (特別)	一般行政(A)	10	9	9	0	0	100.0	0.0	14	▲5
	一般行政(B)	5	6	5	1	0	100.0	16.7	5	0
	社会福祉	5	5	5	0	0	100.0	0.0	5	0
	総合土木(A)	8	1	1	0	0	100.0	0.0	4	▲3
	計(4職種)	28	21	20	1	0	100.0	4.8	28	▲8
Ⅱ 種	一般事務	23	37	22	15	0	100.0	40.5	18	4
	警察事務	5	7	4	3	0	100.0	42.9	5	▲1
	計(2職種)	28	44	26	18	0	100.0	40.9	23	3
Ⅲ 種	一般事務	52	77	55	22	0	100.0	28.6	52	3
	警察事務	3	4	1	3	0	100.0	75.0	3	▲2
	林業	3	2	1	1	0	0.0	50.0	0	1
	総合土木	7	10	5	5	0	100.0	50.0	6	▲1
	機械	1	1	1	0	0	100.0	0.0	2	▲1
	電気	1	1	0	1	0	0.0	100.0	-	-
計(6職種)	67	95	63	32	0	100.0	33.7	63	0	
Ⅲ (特別)	一般事務	16	17	16	1	0	100.0	5.9	7	9
	計(1職種)	16	17	16	1	0	100.0	5.9	7	9
県職員計(22職種) ※特別募集を除く。		221	279	205	74	0	100.0	26.5	203	2
警 察 官	警察官A(男性)	36	50	37	13	0	100.0	26.0	34	3
	警察官A(女性)	6	10	6	4	0	100.0	40.0	5	1
	警察官B(男性)	32	33	30	3	0	100.0	9.1	36	▲6
	警察官B(女性)	6	7	7	0	0	100.0	0.0	7	0
	計(4職種)	80	100	80	20	0	100.0	20.0	82	▲2
県職員・警察官計(26職種) ※特別募集を除く。		301	379	285	94	0	100.0	24.8	285	0
任 期 付 職 員	一般事務	23	29	21	8	0	100.0	27.6	26	▲5
	総合土木	20	21	14	7	0	100.0	33.3	25	▲11
	建築	-	-	-	-	-	-	-	2	-
	計(2職種)	43	50	35	15	0	100.0	30.0	53	▲18
合計(28職種) ※特別募集を除く。		344	429	320	109	0	100.0	25.4	338	▲18

(注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。  
2 採用者数には、4月2日以降に採用予定となっている者を含む。



オ 申込者数等の推移(過去10年間)

事項		年度										
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
県	種	申込者数(人)	851	852	900	801	802	904	803	759	747	634
			(504)	(531)	(587)	(500)	(521)	(627)	(543)	(516)	(504)	(446)
		受験者数(人)	598	626	678	606	616	704	657	590	566	490
			(341)	(379)	(432)	(364)	(392)	(477)	(441)	(399)	(368)	(344)
		78	80	107	124	134	141	174	134	139	140	
		(28)	(32)	(42)	(33)	(60)	(65)	(75)	(50)	(59)	(61)	
		7.7	7.8	6.3	4.9	4.6	5.0	3.8	4.4	4.1	3.5	
		(12.2)	(11.8)	(10.3)	(11.0)	(6.5)	(7.3)	(5.9)	(8.0)	(6.2)	(5.6)	
	種	申込者数(人)	144	275	289	372	411	380	343	318	281	238
			(144)	(275)	(289)	(372)	(411)	(380)	(343)	(318)	(281)	(238)
		受験者数(人)	105	215	212	286	325	306	272	253	206	178
			(105)	(215)	(212)	(286)	(325)	306	272	(253)	(206)	(178)
	3	9	7	27	18	28	28	36	35	44		
	(3)	(9)	(7)	(27)	(18)	(28)	(28)	(36)	(35)	(44)		
	35.0	23.9	30.3	10.6	18.1	10.9	9.7	7.0	5.9	4.0		
	(35.0)	(23.9)	(30.3)	(10.6)	(18.1)	(10.9)	(9.7)	(7.0)	(5.9)	(4.0)		
種	申込者数(人)	280	271	302	306	379	407	465	345	364	435	
		(280)	(271)	(302)	(296)	(369)	(394)	(434)	(310)	(334)	(410)	
	受験者数(人)	259	243	265	278	355	385	427	322	339	413	
		(259)	(243)	(265)	(268)	(345)	(373)	(404)	(289)	(310)	(389)	
	30	38	39	49	50	65	90	77	94	95		
	(30)	(38)	(39)	(49)	(50)	(54)	(75)	(63)	(79)	(81)		
	8.6	6.4	6.8	5.7	7.1	5.9	4.7	4.2	3.6	4.3		
	(8.6)	(6.4)	(6.8)	(5.5)	(6.9)	(6.9)	(5.4)	(4.6)	(3.9)	(4.8)		
員	申込者数(人)	1,275	1,398	1,491	1,479	1,592	1,691	1,611	1,422	1,392	1,307	
		(928)	(1,077)	(1,178)	(1,168)	(1,301)	(1,401)	(1,320)	(1,144)	(1,119)	(1,094)	
	受験者数(人)	962	1,084	1,155	1,170	1,296	1,395	1,356	1,165	1,111	1,081	
		(495)	(407)	(485)	(346)	(412)	(1,156)	(1,117)	(941)	(884)	(911)	
	111	127	153	200	202	234	292	247	268	279		
	(61)	(79)	(88)	(109)	(128)	(147)	(178)	(149)	(173)	(186)		
	8.7	8.5	7.5	5.9	6.4	6.0	4.6	4.7	4.1	3.9		
	(8.1)	(5.2)	(5.5)	(3.2)	(3.2)	(7.9)	(6.3)	(6.3)	(5.1)	(4.9)		
警察官	申込者数(人)	1,121	1,113	1,140	940	713	579	620	595	489	438	
	受験者数(人)	926	935	949	799	587	467	531	494	396	363	
	合格者数(人)	106	81	131	116	133	115	115	107	108	100	
	最終倍率(倍)	8.7	11.5	7.2	6.9	4.4	4.1	4.6	4.6	3.7	3.6	
県職員・警察官計	申込者数(人)	2,396	2,511	2,631	2,419	2,305	2,270	2,231	2,017	1,881	1,745	
		(928)	(1,077)	(1,178)	(1,168)	(1,301)	(1,401)	(1,320)	(1,144)	(1,119)	(1,094)	
	受験者数(人)	1,888	2,019	2,104	1,969	1,883	1,862	1,887	1,659	1,507	1,444	
		(495)	(407)	(485)	(346)	(412)	(1,156)	(1,117)	(941)	(884)	(911)	
	217	208	284	316	335	349	407	354	376	379		
	(61)	(79)	(88)	(109)	(128)	(147)	(178)	(149)	(173)	(186)		
	8.7	9.7	7.4	6.2	5.6	5.3	4.6	4.7	4.0	3.8		
	(8.1)	(5.2)	(5.5)	(3.2)	(3.2)	(7.9)	(6.3)	(6.3)	(5.1)	(4.9)		
任期付	申込者数(人)			678	821	398	382	369	373	313	194	
				518	(595)	(306)	(323)	(300)	(291)	(248)	(152)	
	受験者数(人)			584	729	339	333	313	315	261	175	
				426	(503)	(247)	(274)	(244)	(233)	(196)	(134)	
			114	199	95	71	93	75	73	50		
			64	(94)	(61)	(35)	(55)	(38)	(38)	(29)		
			5.1	3.7	3.6	4.7	3.4	4.2	3.6	3.5		
			(6.7)	(5.4)	(4.0)	(7.8)	(4.4)	(6.1)	(5.2)	(4.6)		
合計	申込者数(人)	2,396	2,511	3,309	3,240	2,703	2,652	2,600	2,390	2,194	1,939	
		(928)	(1,077)	(1,696)	(1,763)	(1,607)	(1,724)	(1,620)	(1,435)	(1,367)	(1,246)	
	受験者数(人)	1,888	2,019	2,688	2,698	2,222	2,195	2,200	1,974	1,768	1,619	
		(495)	(407)	(911)	(849)	(659)	(1,430)	(1,361)	(1,174)	(1,080)	(1,045)	
	217	208	398	515	430	420	500	429	449	429		
	(61)	(79)	(152)	(203)	(189)	(182)	(233)	(187)	(211)	(215)		
	8.7	9.7	6.8	5.2	5.2	5.2	4.4	4.6	3.9	3.8		
	(8.1)	(5.2)	(6.0)	(4.2)	(3.5)	(7.9)	(5.8)	(6.3)	(5.1)	(4.9)		

(注) 1 ( )内の数字は、事務系職種のものである。  
 2 最終倍率=受験者数/合格者数  
 3 平成26年度の追加募集と平成27年度、平成29年度及び平成30年度の特別募集を除く。

(3) 選考による採用、昇任及び転任

ア 選考による採用(任命権者に委任しているもの及び人事委員会が実施した選考は除く)

平成30年度に承認した選考による採用は、次のとおりである。

給料表		行政職								
職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
任命権者	知事									1
	教育委員会							3		
	警察本部長									
計		0	0	0	0	0	0	3	0	1

給料表		公安職							教育職(1)	教育職(2)	計
職務の級		1級	3級	4級	6級	7級	8級	9級	4級	4級	
任命権者	知事										1
	教育委員会								2	1	6
	警察本部長		2	2		4	1				9
計		0	2	2	0	4	1	0	2	1	16

イ 選考による昇任(任命権者に委任しているものは除く)

平成30年度に承認した選考による昇任は、次のとおりである。

給料表		行政職			公安職		教育職(1)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
職務の級		8級	9級	10級	8級	9級	4級	5級	4級	7級	7級	
任命権者	医療局長	4							3			7
	企業局長	2										2
計		6	0	0	0	0	0	0	3	0	0	9

(参考)

1 平成30年度身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日		場 所	合格者決定 年 月 日
	第1次選考	第2次選考		
30. 8. 1 )	30. 10. 21		盛 岡 市	30. 12. 7
30. 9. 21		30. 11. 20	盛 岡 市	

(2) 採用選考の結果

採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最 終 倍 率 (B)/(D)
	申 込 者 数 (A)	受 考 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受 考 率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受 考 者 数	合 格 者 数 (D) 〔採用者数〕	
人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
8	10	9	9	90.0	1.0	9	8 [5]	1.1

2 平成30年度警察官（武道指導）採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

	受付期間	第1次審査	第2次審査	場 所	合格者決定 年 月 日
大卒程度	30. 5. 7 ～ 30. 6. 15	30. 7. 8	30. 8. 27	盛 岡 市	30. 9. 7
高卒程度	30. 7. 17 ～ 30. 8. 24	30. 9. 16	30. 11. 14	盛 岡 市	30. 11. 22

(2) 採用選考の結果

	採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最 終 倍 率 (B)/(D)
		申 込 者 数 (A)	受 考 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受 考 率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受 考 者 数	合 格 者 数 (D) 〔採用者数〕	
大卒程度	人 4	人 4	人 4	人 3	% 100.0	倍 1.3	人 3	人 1 [1]	倍 4.0
高卒程度		人 9	人 9	人 6	% 100.0	倍 1.5	人 6	人 1 [1]	倍 9.0

3 平成30年度岩手県職員（スポーツ経験者）採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日		場 所	合格者決定 年 月 日
	第1次選考	第2次選考		
30. 5. 28 )	30. 7. 1		盛 岡 市	30. 9. 7
30. 6. 15		30. 8. 23	盛 岡 市	

(2) 採用選考の結果

採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最 終 倍 率 (B)/(D)
	申 込 者 数 (A)	受 考 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受 考 率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受 考 者 数	合 格 者 数 (D) 〔採用者数〕	
人 若干名	人 4	人 4	人 4	% 100.0	倍 1.0	人 4	人 1 [1]	倍 4.0

4 平成30年度岩手県職員（岩手県任期付職員経験者）採用選考の実施状況

(1) 採用選考の日程等

受付期間	選 考 日		場 所	合格者決定 年 月 日
	第1次選考	第2次選考		
30. 6. 4 )	30. 7. 8		盛 岡 市	30. 9. 7
30. 6. 22		30. 8. 23	盛 岡 市	

(2) 採用選考の結果

	採 用 予 定 数	第 1 次 選 考					第 2 次 選 考		最 終 倍 率 (B)/(D)
		申 込 者 数 (A)	受 考 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受 考 率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受 考 者 数	合 格 者 数 (D) 〔採用者数〕	
一般事務	人 6	人 14	人 14	人 10	% 100.0	倍 1.4	人 10	人 6 [5]	倍 2.3
総合土木	人 若干名	人 2	人 2	人 2	% 100.0	倍 1.0	人 2	人 2 [2]	倍 1.0



# 給 与 関 係 事 務



### 3 給与関係事務

#### (1) 平成30年の給与等の報告及び勧告

本委員会は、平成30年10月11日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その概要は、次のとおりである。

#### 【報告】

##### I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

##### II 職員の給与に関する事項

#### 1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

#### (1) 職員の給与等の状況

##### ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は17,660人であり、昨年の17,726人に比べ66人(0.4%)の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者(小中学校等の教育職員)で118人の減少となっている。

次に、職員の平均年齢は43.8歳で、昨年に比べ0.1歳低くなっており、最も高いのは医療職給料表(1)適用者(医師等)の48.6歳、最も低いのは公安職給料表適用者の38.2歳である。

また、年齢階層別にみると、職員数が最も多いのは50歳から54歳までの3,413人、次いで多いのは45歳から49歳までの3,258人である。

##### イ 平均給与月額

行政職給料表適用者の本年4月における平均給与月額は、356,679円となっており、また、警察官、教員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、394,779円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では3,115円(0.9%)、職員全体では2,072円(0.5%)の減少となっている。

なお、職員の給与は、給与条例等の附則により、給料の特別調整額等について平成17年4月1日から平成31年3月31日までの間、減額措置が行われている。この減額措置がないものとした場合、本年における行政職給料表適用者の平均給与月額は、356,905円となっており、また、職員全体の平均給与月額は394,909円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では3,107円(0.9%)、職員全体では2,070円(0.5%)の減少となっている。

##### ウ 平均経験年数

職員の平均経験年数は22.0年で、昨年に比べ0.1年短くなっており、最も長いのは教育職給料表(2)適用者(小中学校等の教育職員)の24.2年、最も短いのは公安職給料表適用者の17.7年である。

##### エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性60.4%、女性39.6%であり、昨年に比べ女性の割合は0.4ポイントの増加となっている。

オ 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒 77.1%、短大卒 4.8%、高校卒 18.1%、中学卒 0.0% (0.02%) であり、昨年の学歴別構成比に比べ大学卒は増加、高校卒は減少、短大卒及び中学卒は横ばいとなっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

(2) 民間給与の調査

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 15.1%、高校卒で 12.2%となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 68.2%、高校卒で 69.6%となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 192,778 円、高校卒で 155,705 円となっている。

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は一般の従業員で 46.0%、課長級では 41.4%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員で 6.9%、課長級では 6.4%、ベースアップの慣行のない事業所の割合は一般の従業員で 47.1%、課長級では 52.2%となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員で 94.2%、課長級では 86.6%となっている。

(3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年 4 月の消費者物価指数は、昨年 4 月に比べて盛岡市では 0.8%、全国では 0.6%それぞれ上昇している。

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年 4 月における盛岡市の 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 186,790 円、231,630 円及び 276,450 円となっている。

2 職員の給与水準

(1) 職員給与と民間給与との比較

ア 月例給

給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給与決定要素を合わせて比較(同種・同等比較)することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差(公民較差)については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年 4 月分の給与を対比し、職員の人員構成で加重平均するラスパイレス方式により精密に比較を行った。その結果、給料の特別調整額の減額措置がないものとした場合、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均 609 円(0.17%) 下回っていた。

なお、減額措置後では、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均 837 円(0.23%) 下回っていた。

公 民 比 較 給 与		較 差 (A) - (B)	
民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 額	較 差 率
358,823 円	358,214 円 (357,986 円)	609 円 (837 円)	0.17 % (0.23 %)

(注) 1 職員の比較給与種目は、給料月額(平成 28 年切替えに伴う経過措置額を含む。)、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

2 ( ) 内は、給与条例附則の規定による給料の特別調整額の減額措置後の数値である。



【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額 (A) と、実際に支給されている職員給与の支給総額 (B) とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額 (Ⅱの1の(1)のイ) 及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額 (Ⅱの2の(1)のイ) とは異なるものである。

$$\text{公民較差}(\%) = (A - B) / B \times 100$$

イ 特別給

民間事業所における特別給の支給割合 (月数) を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.44月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数 (4.35月分) が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.09月分下回っている。

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	340,197 円
	上半期 (A2)	339,197 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	771,534 円
	上半期 (B2)	736,077 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.27 月分
	上半期 (B2/A2)	2.17 月分
	計	4.44 月分

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

平成29年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は99.1となっている。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月10日に、国会及び内閣に対し、「職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告」を行うとともに、「公務員人事管理に関する報告」を行った。

また、これに併せて、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。

4 本年の給与改定

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

(1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間給与を655円(0.16%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、若年層に重点を置いて俸給表全

体の水準を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記2(1)のとおり、平成28年切替えに伴う経過措置額を含む本年4月における本県職員の月例給が民間給与を609円(0.17%)下回っていることから、本年の民間給与との較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても民間の初任給との間に差が認められること等を踏まえ、若年層に重点を置いて給料表全体の水準を引き上げる改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表(医療職給料表(1)を除く。)についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

なお、医療職給料表(1)については、医師の処遇を確保する観点から、本年の人事院勧告の俸給表に準じた改定を行うことが適当である。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、職員の改定状況を踏まえ引上げ改定を行うことが適当である。

#### (2) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

#### (3) 宿日直手当

宿日直手当について、人事院勧告等を踏まえ、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

#### (4) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数(4.35月分)が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間事業所の特別給の支給割合(4.44月分)を下回っていることから、民間事業所との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.45月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間事業所の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に0.10月分を配分することとする。

なお、支給期への配分については、6月期及び12月期の勤勉手当に均等に配分することとするが、本年度については12月期の勤勉手当に配分することとする。

再任用職員については、支給月数を0.05月分引き上げ2.35月分とする。引上げ分の配分については、勤勉手当に0.05月分を配分し、支給期への配分については、職員と同様とする。

このほか、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する。

任期付研究員及び特定任期付職員については、期末手当の支給月数を0.10月分引き上げ3.35月分とする。支給期への配分については、6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう配分することとするが、本年度については12月期に配分することとする。

### 5 給与制度の改正等

#### (1) 獣医師の処遇改善

獣医師の人材確保について、知事部局においては、獣医修学生に対する修学資金の貸付制度の見直し、獣医師免許保有者の通年募集やインターンシップの受入れによる獣医師業務のPR等の積極的な取組を行っており、本委員会においても、これまで初任給の基準や初任給調整手当の引上げ等により、給与上の処遇の改善を図ってきたところである。

しかしながら、全国的に獣医師の確保が困難となっており、本県においても、近年、採用者数が採用予定者数を下回る状況が続いていることに加え、今後の新たな行政需要にも的確に対応していく必要があり、継続的かつ安定的な獣医師の確保を図ることが重要な課題となっている。

こうしたことから、他の都道府県との均衡等を考慮しつつ、全国有数の畜産県として、給与上の処遇の一層の改善について、検討する必要があると考える。

## (2) 住居手当

住居手当については、人事院において、公務員宿舍の削減等により受給者の増加が続いており、引き続き、住居手当の受給状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討を行っていくこととしていることから、本県としても、その動向を注視していく必要がある。

## Ⅲ 公務運営に関する事項

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 有為な人材の確保

少子化の進行による若年人口の減少や景気の緩やかな回復基調を背景に、進学等による県外への転出や、民間企業、国、他の地方公共団体の高い採用意欲などを要因として、本県の職員採用試験における受験者数は減少傾向にあることに加え、近年は試験合格後の採用辞退も多くなっている。中でも、技術系職種の合格倍率は概ね1～2倍台と低調に推移しており、必要な人材の確保が難しい状況が続いている。

こうした状況の下、これまで本委員会においては、任命権者と連携し、岩手県庁業務セミナーや各大学での業務説明会の開催、職員との面談機会の提供等の受験者確保に取り組むとともに、I種採用試験の試験内容見直しによる受験者負担の軽減など、人材確保に取り組んできたところである。

また、任命権者においては、技術系職種の人材の確保に向け、インターンシップの受入れ、選考考査の随時募集による複数回実施など、様々な取組を行っている。

本委員会としては、有為な人材の確保に向け、今後も岩手で働くことの喜びや県職員としての業務のやりがい、採用後のキャリア形成支援など、その魅力を首都圏等の本県出身学生や県内の高校生等に積極的に発信し、県職員志望者の掘り起こしを行うとともに、採用試験の実施方法等について必要に応じて見直すなど、引き続き取り組んでいくこととする。

特に、今後、長時間勤務の解消やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組等の働き方改革の推進に併せ、任命権者とともに、多様で柔軟な働き方を可能とする勤務環境の整備を進め、その実践例や支援策等に関する情報提供等にも取り組んでいく必要があると考える。

障がい者の雇用については、これまで身体障がい者を対象とした採用選考を実施し、雇用の促進に努めてきたところであるが、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）の趣旨を踏まえ、任命権者においては、国や他の都道府県における動向等も参考にしつつ、障がい者雇用を推進するための取組を適切に進めていく必要があると考える。

#### (2) 人材育成

行政課題の複雑・多様化、公務を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応するとともに、東日本大震災津波からの復興を成し遂げるためには、職員一人ひとりが高い意欲と志を持ちながら、業務を進めていく上での意識や能力を高め、組織として最大限の成果を発揮していくことが求められている。

任命権者においては、これまで職員育成のための基本的な方針等を策定し、集合研修や派遣研修など体系的に人材育成の取組を行ってきたところである。

今後もこうした取組に加え、職員全体の一層の資質向上を図るため、各職場における職務を通じた人材育成や、経験豊富なベテラン職員が培った知識、経験を継承する取組などを引き続き進める必要があると考える。

また、本県の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は平成30年度で27.7%となっており、採用試験合格者における女性の割合（過去5年平均で41.2%）から見て、今後も増加が見込まれる。

任命権者においては、管理職員をはじめとする職員の意識啓発、女性登用に資する研修等の充実・拡大など女性職員が活躍できるようキャリア形成・能力向上への支援を行うことや、男女とも働きやすい職場づくりを推進することが重要であると考えられる。

### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 長時間勤務の解消

本県においては、長時間勤務の解消に向け、これまで超過勤務の事前命令・事後確認による適正な勤務

時間管理の徹底、管理職員による業務進行管理等のマネジメントの強化や職員の働き方に係る意識改革の推進等の取組を進めてきたところである。

しかしながら、平成 29 年度の職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数は、第 71 回国民体育大会等の業務が集中した平成 28 年度に比べて 2.0 時間減少したものの、平成 27 年度に比べると増加しており、一部の公署において超過勤務時間数が高止まりしている。

こうした中、本年 6 月に労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）や労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の改正を内容とする「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）」が成立し、労働基準法第 36 条に基づく、いわゆる三六協定において定める時間外労働の上限が設けられ、来年 4 月から施行されることとなった。

本県においては、三六協定の締結義務のある事業（労働基準法別表第一に掲げられた教育、研究、保健衛生等の事業）に従事する職員については、時間外労働の上限規制の適用を受けることとなることから、任命権者において、これまで以上に勤務時間管理の徹底や適正化等に努める必要があると考える。

併せて、三六協定の締結義務のない官公署の事業に従事する職員についても、職員の健康保持や人材確保の観点等から働き方改革を推進すべき重要性や必要性は異なるものではないこと、国において国家公務員に係る超過勤務命令の上限を人事院規則で定めることとしていること等を考慮すると、労働基準法の改正の趣旨等を踏まえ、本県の実情に則した適切な方策について検討を進めていく必要があると考える。

また、労働基準法の改正において、年次休暇が 10 日以上付与されている民間労働者に対して、5 日の年次休暇について時季を指定して付与することが義務付けられたことから、任命権者においては、改正法の趣旨等を踏まえ、年次休暇の計画的な取得促進等の取組を一層強化することにより、職員の健康の保持増進を図っていく必要があると考える。

加えて、労働安全衛生法の改正により、超過勤務時間数が多い職員に対する医師による面接指導の基準となる時間数が引き下げられるとともに、職員の健康確保を図るため、タイムカード等の客観的な方法による勤務時間把握が義務付けられることとなったことから、任命権者においては、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、超過勤務時間の適切な把握方法等についても検討を進める必要があると考える。

なお、任命権者においては、これらの取組と併せて、引き続き、管理職員によるリーダーシップの下、組織全体として一層の業務削減・合理化を図るとともに、こうした取組によっても恒常的に長時間勤務が解消されない場合においては、業務量や業務内容に応じて、適切な人員体制を確保するなど、より実効性のある取組を進める必要があると考える。

教育現場を取り巻く環境の複雑化・多様化により学校に求められる役割が増大する中で、教育職員の長時間勤務の解消が喫緊の課題となっていることから、文部科学省は、中央教育審議会の提言等を踏まえ、昨年 12 月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめ、本年 2 月に各都道府県教育委員会等に働き方改革の取組の徹底について通知した。

こうした国における取組等を踏まえ、教育委員会においては、「学校における働き方改革」を早急に進める必要があるとの認識の下、「岩手県教職員 働き方改革プラン」を本年 6 月に策定し、長時間勤務者の割合の削減等に係る目標とそのため具体的な取組を定めたところである。

また、この働き方改革プランに基づき、本年 8 月から県立学校にタイムカードを導入し、客観的な勤務時間把握を開始するとともに、教職員のワーキンググループにおいて、勤務負担軽減に向けた学校業務のスクラップアンドビルドに係る検討を行うなど、現在、様々な取組を進めているところである。

教育委員会においては、引き続き、業務改善や勤務時間管理の徹底などの働き方改革プランに掲げる取組を着実に進めることにより、教職員の勤務負担を軽減し、健康の確保を図っていく必要があると考える。

なお、学校における働き方改革の取組は、小中学校も含めた学校現場全体で進めていく必要があることから、市町村教育委員会等とも一層の連携を図り、教職員がその能力を十分に発揮し、やりがいを持って働くことができる勤務環境を整備していくことが重要と考える。

## (2) 両立支援の推進

本県においては、これまで育児休業や育児短時間勤務制度、介護休業や介護時間制度、看護休暇等の特別休暇制度等を整備するとともに、既存の休暇制度の拡充を図る等により、仕事と家庭の両立支援を推進してきた。

また、任命権者においては、これらの両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりを進めてきたところであり、本年度においては、4月にワーク・ライフ・バランスシートを導入し、所属長が職員の育児や介護等の個別事情を把握した上で、両立支援制度の利用等に対する配慮を行う仕組みづくりを行うとともに、働き方改革の取組を全庁で集中的に実施する強化月間を設定するなど、仕事と家庭の両立を可能とする環境の整備に向けた取組の強化を図っているところである。

しかしながら、次世代育成支援対策及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画に掲げる男性職員の育児休業等の取得率は、平成32年度の目標値100%に対して平成29年度は84.3%にとどまっており、介護休暇取得者数についても、平成29年度は10人と少ない状況にある。

こうした状況を踏まえ、育児や介護といった事情を抱える職員を含む全ての職員がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮できるよう、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備や職員への制度の周知等の取組について、より一層推進していく必要があると考える。

また、不妊治療と仕事の両立についても重要な課題であることから、国や民間の状況を注視しながら、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職員の健康を保持し、柔軟で多様な働き方を可能とする勤務時間制度や休暇制度について、国や他の都道府県の動向等も踏まえながら、引き続き検討を進めていく必要があると考える。

### (3) 心身の健康管理

前記2(1)で述べたとおり、労働安全衛生法の改正により、超過勤務時間が多い職員に対する面接指導の基準が引き下げられるとともに、職員の健康確保を図るため、タイムカード等の客観的な方法による勤務時間把握が義務付けられることとなった。

また、7月には過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱(平成27年7月24日閣議決定)」が見直され、国や地方公共団体、事業主等における過労死等防止対策の充実を図ることとされた。

任命権者においては、これまでストレスチェックや健康相談等のメンタルヘルス不調の予防や対処を促進するための取組や、長時間勤務を行った職員に対する医師の面接指導等により、職員の心身の健康管理を行ってきたところであるが、依然として長期療養者のうち精神疾患を原因とする者の割合が高い状況が続いている。

これらを踏まえ、本委員会としては、職員が心身ともに健康で職務に従事できることは、仕事と家庭の両立、さらには多様な県民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供していく観点から重要であるとの認識の下、任命権者に対し、労働基準監督機関として適切な指導・助言を行っていく。

また、本委員会に設置している職員からの相談窓口の一層の周知等を図ることにより、勤務時間やその他の勤務条件、ハラスメント等に関する職員からの相談に対しても、引き続き、適切に対応していく。

なお、任命権者においても、ストレスチェック制度の効果的な活用による職場環境の課題把握や改善、労働安全衛生法の改正等を踏まえた職員の健康確保措置、メンタルヘルス不調や健康障害等に関する相談窓口の充実などの取組について、適切に進めていく必要があると考える。

### (4) ハラスメント対策

人事院は、本年の人事院報告において、職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、職場の運営にも支障をもたらすものであることから、更なる防止策が必要であるとし、セクシュアル・ハラスメントの防止のための外部の者からの相談窓口の設置、検討会の設置等によるパワー・ハラスメント対策の検討、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る意識啓発等の取組を進めていくこととしている。

本県においては、職場のハラスメントの防止に向け、これまでも任命権者において、ハラスメントの防止等に関する基本方針や要綱を策定するとともに、職員の意識啓発、相談窓口の設置、研修の実施など様々な取組を進めてきたところである。

一方、本委員会に対する職員からの苦情相談の状況をみると、ハラスメントに係る社会的な認知度の高まりなどを背景に、ハラスメントに関する相談件数は増加傾向にあり、平成29年度は相談件数全体の約6割を占めている。

ハラスメントは、職員の勤務意欲を減退させ、ひいては職員の心身に悪影響を及ぼす要因にもなり得る

ものであることから、任命権者においては、引き続き、管理監督者を含む職員への意識啓発や研修の実施等により、ハラスメント対策の強化に努める必要があると考える。

また、本委員会においても、人事院や民間におけるハラスメント対策に関する議論等を注視しながら、任命権者に対し、必要な指導・助言を行うとともに、本委員会が設置している地方公務員法に基づく苦情相談窓口の周知等を図ることにより、ハラスメント対策を一層進めていく。

### 3 高齢職員の能力及び経験の活用

人事院は、国家公務員の定年の引上げに係る政府からの検討要請を受け、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を60歳前と同様に本格的に活用することが不可欠であるとして、本年8月10日、国会及び内閣に対し、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出を行った。

当該意見の申出において、定年の引上げに当たっては、短時間勤務制の導入により60歳を超える職員の多様な働き方を可能とすること、組織活力を維持する観点から役職定年制を導入すること、民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、60歳を超える職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定すること等の措置を講ずるとともに、能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直していく必要があるとしている。

また、定年の段階的な引上げ期間中においては、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、暫定的な措置として、現行の再任用制度を存置することとしている。

本県においても、少子高齢化の急速な進展に伴い、労働力人口の減少が見込まれる中で、高齢層職員が高い士気を維持しつつ、その能力及び経験を最大限発揮できる環境を整備していくことは重要な課題であることから、人事院の意見の申出を踏まえ、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直し等について、国における検討状況や他の都道府県の動向等を注視しながら、検討を進めていく必要があると考える。

なお、任命権者においては、定年の引上げに向けた人事管理全体の見直しについて検討を進めるとともに、今後も再任用希望者の増加や若年層の人口減少に伴う新規採用の困難性等が見込まれることから、現行の再任用制度についても、引き続き、それぞれの人員構成の特性等に応じ、フルタイムを中心とした再任用勤務を実現できる計画的な人事管理、再任用職員の能力及び経験を有効に活用できる配置等について、併せて検討していく必要があると考える。

### 4 会計年度任用職員制度導入への適切な対応

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が平成32年4月1日から施行されることに伴い、本県における会計年度任用職員制度の円滑な導入に向けた準備を行っているところであるが、引き続き、任用のあり方や勤務条件等の検討を進め、必要な条例や規則等を整備するなど、適切に対応していく必要があると考える。

## IV おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえ月例給は給料表の引上げ改定、特別給は勤勉手当の引上げ改定を行うこととした。

本県の職員においては、県全体で東日本大震災津波からの復興事業の総仕上げを視野に復興の先も見据えた地域振興等の取組を着実に進める中、一人ひとりがそれぞれの職務に精励していると認識している。

勧告を通じて社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保されることは、職員の努力や実績に報い、本県の職員が生き生きと意欲をもって働くことにつながるとともに、人材確保にも資するものであり、本県の効率的かつ安定的な行政運営の基盤となるものである。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

### 【勧告】

職員の給与について、次の措置を講ずるよう勧告を行った。

## I 本年の給与改定

### 1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,800円とすること。

イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,800円とすること。

#### (3) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う職員に係る宿日直勤務は7,400円、その他の職員に係る宿日直勤務は4,400円、(執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ11,100円、6,600円)とすること。

#### (4) 期末手当及び勤勉手当

##### ア 平成30年12月期の支給割合

###### (ア) 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.975月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.475月分とすること。

###### (イ) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.175月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.575月分とすること。

##### イ 平成31年6月期以降の支給割合

###### (ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分とすること。

###### (イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.55月分とすること。

### 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

#### (2) 期末手当

##### ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

##### イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

### 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

#### (2) 特定任期付職員の期末手当

##### ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

II 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(4)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについては同年12月1日から、Iの1の(4)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては、平成31年4月1日から実施すること。

(2) 初任給等規則の規定に基づく承認事務

昇給、昇格及び給料表異動等について、任命権者からの申請に係る承認事務を処理した。

承認事務の処理件数

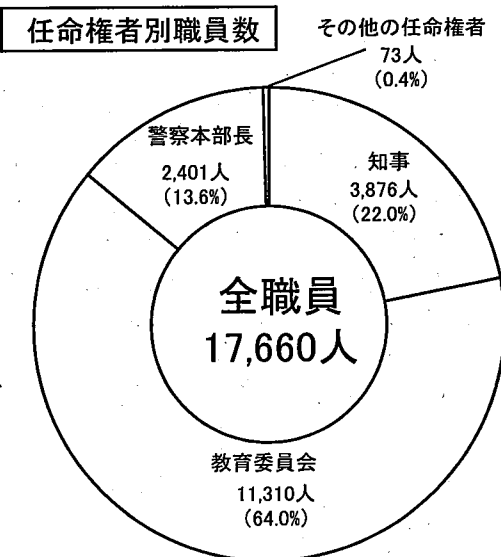
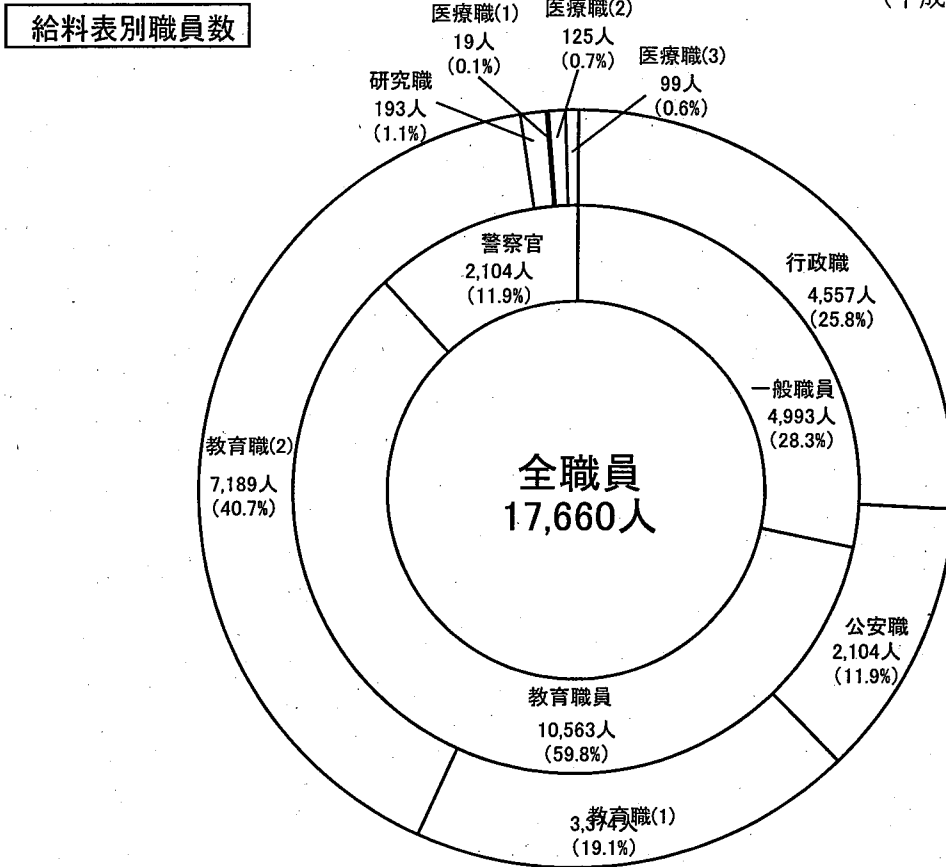
項目	任命権者								計
	知事	議長	教育委員会	警察本部長	代表監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	海区漁業調整委員会	
採用者の職務の級等の承認事務	1		11						12
採用者の号給の承認事務	29		51	10			1		91
昇格者の職務の級の承認事務	43			12					55
昇給の承認事務									
部付・課付等の職員の職務の級の承認事務	3			6					9
その他の承認事務	5								5
計	81		62	28			1		172



(3) 職員の状況

ア 給料表別、任命権者別職員数

(平成30年4月1日現在)



その他の任命権者内訳 (人)

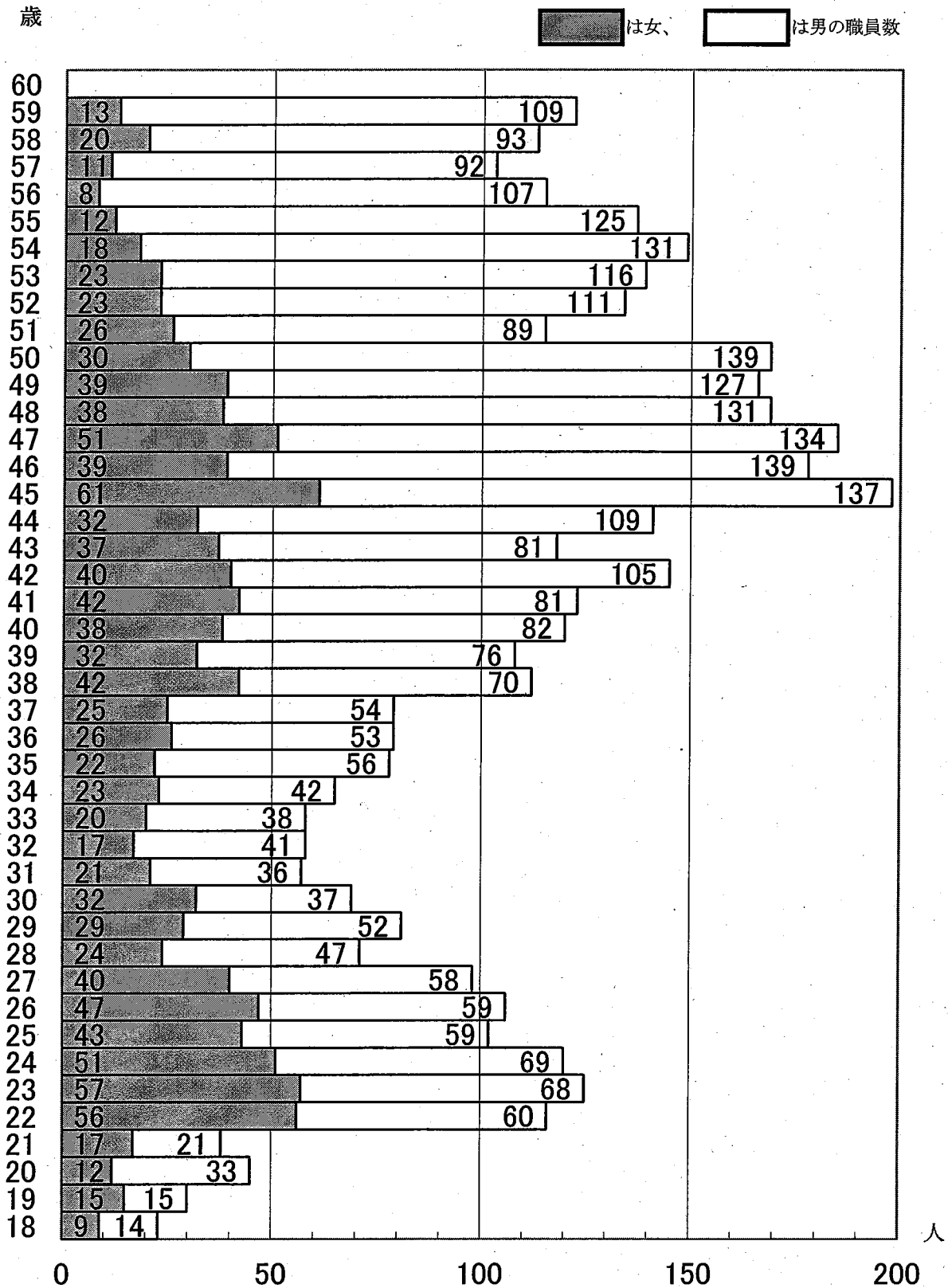
議会議長	32
人事委員会	16
代表監査委員	17
選挙管理委員会	4
海区漁業調整委員会	4

注1 本図において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定める給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。(再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は除く。)(以下参考4の表まで同じ。)

注2 端数処理のため、構成比が100%にならない場合がある。

イ 年齢別、性別職員数

(行政職 平成30年4月1日現在)



ウ 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数、学歴別・性別人員構成及び平均給与月額

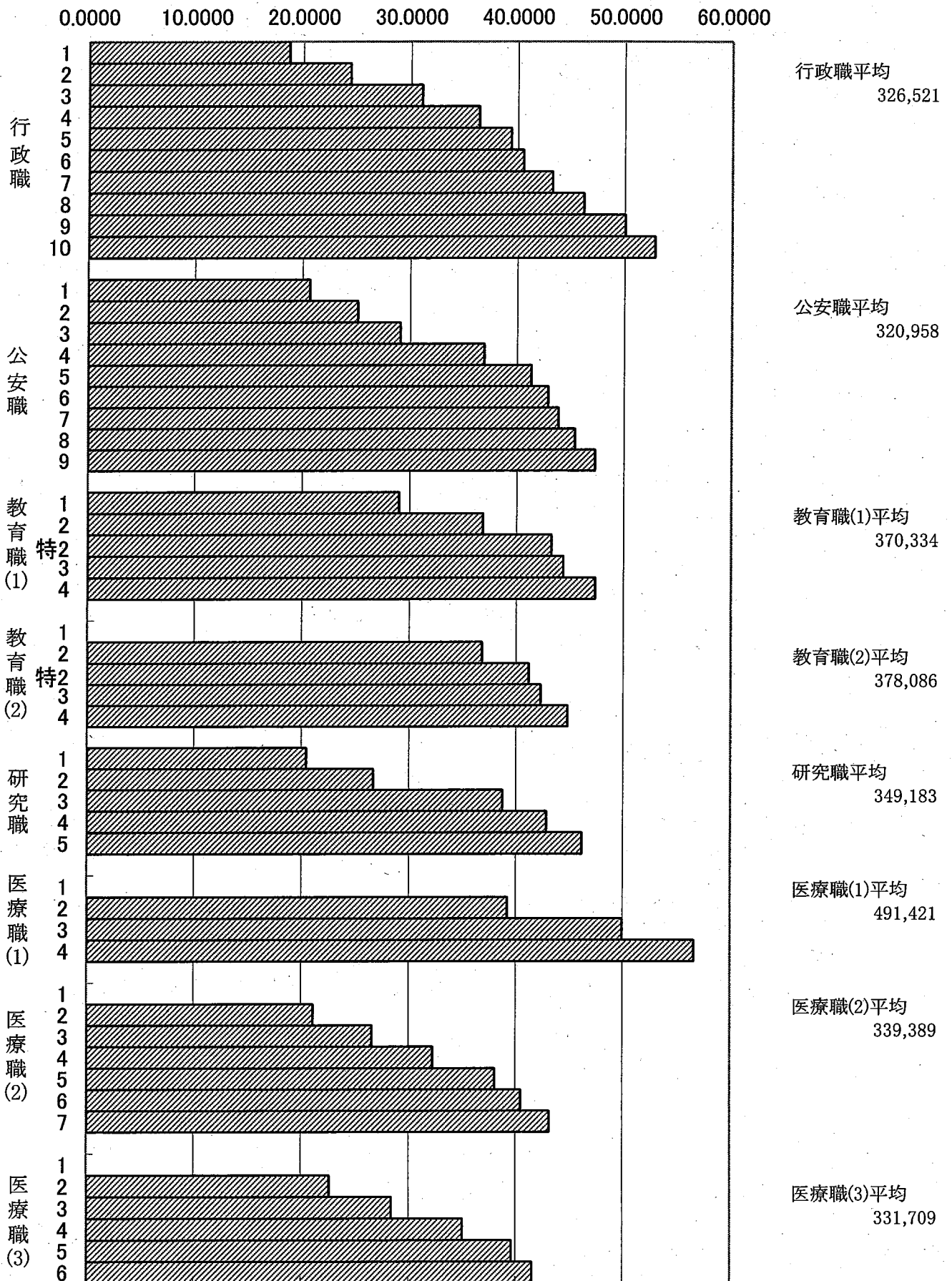
(平成30年4月1日現在)

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験 年数	平均 扶養 親 族 数	学歴別人員構成				性別人員構成		平均 給与 月額
					大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女	
	人	歳	年	人	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	円
計	17,660	43.8	22.0	0.95	13,618 (77.1)	836 (4.8)	3,202 (18.1)	4 (0.0)	10,674 (60.4)	6,986 (39.6)	394,779 (394,909)
行政職	4,557	41.6	20.8	0.98	2,394 (52.5)	109 (2.4)	2,050 (45.0)	4 (0.1)	3,296 (72.3)	1,261 (27.7)	356,679 (356,905)
公安職	2,104	38.2	17.7	1.26	958 (45.5)	125 (6.0)	1,021 (48.5)	—	1,926 (91.5)	178 (8.5)	348,543 (348,624)
教育職 (1)	3,374	44.4	21.8	0.97	3,134 (92.9)	110 (3.3)	130 (3.8)	—	1,988 (58.9)	1,386 (41.1)	414,359 (414,417)
教育職 (2)	7,189	46.6	24.2	0.82	6,741 (93.8)	448 (6.2)	—	—	3,237 (45.0)	3,952 (55.0)	423,674 (423,788)
研究職	193	42.5	19.8	1.01	190 (98.4)	3 (1.6)	—	—	136 (70.5)	57 (29.5)	378,995 (379,230)
医療職 (1)	19	48.6	23.5	1.47	19 (100.0)	—	—	—	16 (84.2)	3 (15.8)	827,223 (828,284)
医療職 (2)	125	43.3	20.3	0.88	109 (87.2)	16 (12.8)	—	—	69 (55.2)	56 (44.8)	370,917 (371,047)
医療職 (3)	99	42.3	20.1	0.27	73 (73.7)	25 (25.3)	1 (1.0)	—	6 (6.1)	93 (93.9)	343,816 (343,816)

※ 平均給与月額欄の（ ）内は、条例附則による減額前の額である。

工 給料表別、級別平均給料月額

(平成30年4月1日現在)  
万円



(参考1) 給料表別職員数の推移(各年4月1日現在)

給料表	年											
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	19,764	19,418	19,135	18,800	18,695	18,409	18,218	18,058	17,914	17,726	17,660	
行政職	5,053	4,885	4,764	4,631	4,552	4,517	4,519	4,490	4,489	4,487	4,557	
公安職	2,097	2,106	2,107	2,090	2,222	2,159	2,161	2,139	2,134	2,114	2,104	
教育職(1) (旧教育職(2))	3,660	3,624	3,582	3,530	3,482	3,443	3,381	3,395	3,413	3,385	3,374	
教育職(2) (旧教育職(3))	8,356	8,253	8,177	8,078	7,975	7,842	7,713	7,589	7,445	7,307	7,189	
研究職	219	210	208	202	197	196	192	194	191	191	193	
医療職(1)	22	20	20	16	17	17	17	18	18	21	19	
医療職(2)	237	214	188	167	159	143	139	138	129	124	125	
医療職(3)	120	106	89	86	91	92	93	93	95	97	99	
指定職												
特定任期付職員							1	1	1	-	-	
2号任期付研究員							2	1	1	1	1	

- (注) 1 県立大学の地方独立行政法人化に伴い、平成17年度から従前の教育職給料表(1)が廃止され、教育職給料表(2)が教育職給料表(1)に、教育職給料表(3)が教育職給料表(2)となったものである。  
 2 平成16年度までの教育職給料表(1)～(3)を、旧教育職(1)～(3)としている。  
 3 旧教育職給料表(1)は県立大学及び県立大学短期大学の教育職員に、指定職給料表は県立大学の学長及び副学長に適用されていたものである。  
 (以下参考3まで同じ。)

(参考2) 給料表別平均年齢の推移(各年4月1日現在)

給料表	年											
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
計	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	42.5	42.8	43.2	43.5	43.7	43.9	44.0	44.2	44.1	43.9	43.8	
行政職	42.2	42.4	42.6	42.7	42.9	42.8	42.7	42.6	42.1	41.9	41.6	
公安職	40.5	40.3	40.1	40.2	39.2	39.5	39.2	39.0	38.5	38.4	38.2	
教育職(1) (旧教育職(2))	42.5	42.8	43.1	43.3	43.4	43.6	43.7	44.0	44.2	44.2	44.4	
教育職(2) (旧教育職(3))	43.1	43.7	44.4	45.0	45.6	45.9	46.3	46.7	46.8	46.7	46.6	
研究職	42.0	42.8	43.4	43.5	43.6	44.2	44.5	43.9	43.4	42.8	42.5	
医療職(1)	48.8	45.1	44.0	46.7	47.6	48.8	49.4	48.7	48.6	46.8	48.6	
医療職(2)	41.3	41.3	41.9	42.9	43.5	43.8	44.2	43.8	43.8	44.2	43.3	
医療職(3)	42.5	43.1	44.6	45.0	44.4	43.0	42.1	41.6	41.7	41.9	42.3	
指定職												
特定任期付職員							-	-	-	-	-	
2号任期付研究員							-	-	-	-	-	

(参考3) 給料表別平均給料月額推移 (各年4月1日現在)

給料表	年 20		21		22		23	24	25	26	27	28	29	30
	減額前		減額前		減額前									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計	356,628	364,535	355,365	363,237	353,120	360,932	362,085	360,503	360,691	360,255	361,798	358,959	357,437	355,765
行政職	340,035	347,826	337,609	345,355	333,924	341,594	340,953	339,482	337,857	335,988	335,948	331,136	329,164	326,521
公安職	339,663	346,933	334,574	341,738	328,215	335,247	334,529	325,804	326,418	323,290	323,485	320,993	321,369	320,958
教育職(1) (旧教育職(2))	358,646	366,220	357,841	365,400	356,366	363,892	364,777	364,422	365,390	366,460	370,628	369,596	369,596	370,334
教育職(2) (旧教育職(3))	370,678	378,963	370,653	378,924	369,549	377,768	380,274	380,519	381,270	382,184	384,380	382,152	379,972	378,086
研究職	355,565	363,693	357,528	365,671	357,088	365,219	364,502	364,405	367,702	367,727	362,201	356,181	351,709	349,183
医療職(1)	502,236	521,590	473,804	489,825	464,910	480,085	499,293	501,464	511,629	514,823	505,661	500,616	484,290	491,421
医療職(2)	325,966	333,003	323,417	330,355	325,523	332,495	340,600	341,123	341,997	343,839	340,145	342,610	345,030	339,389
医療職(3)	347,631	354,725	349,657	356,793	354,132	361,359	361,133	354,209	342,432	334,983	329,460	327,636	329,041	331,709
指定職														
特定任期付職員											-	-	-	-
2号任期付研究員											-	-	-	-

(注) 本表における平均給料月額は、いわゆる基本給に相当する給料月額のみ平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

(参考4) 職員給与と民間給与との較差の推移 (各年4月1日現在)

区分	年 26		27		28		29		30	
	減額前		減額前		減額前		減額前		減額前	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
職員給与	366,868	367,892	365,919	366,580	362,607	362,993	360,920	361,139	357,986	358,214
民間給与	368,907		367,368		363,532		361,676		358,823	
較差	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	0.56	0.28	0.40	0.21	0.26	0.15	0.21	0.15	0.23	0.17

(注) 本表における職員給与は行政職給料表適用者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)の、民間給与は民間事業所における事務・技術関係職種(行政職相当)従業者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)の平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

# 分 限 及 び 懲 戒





#### 4 分限及び懲戒

職員の分限についての手続及び効果に関する規則（昭和 37 年人事委員会規則第 9 号）第 4 条及び職員の懲戒についての手続き及び効果に関する規則（昭和 37 年人事委員会規則第 10 号）第 4 条に基づき、任命権者から提出された処分説明書（写）による職員の分限及び懲戒の状況は次のとおりである。

平成 30 年度における懲戒処分の報告件数は 21 件、分限処分の報告件数は 0 件であった。県民からの信頼を引き続き確保するため、法令順守意識の徹底により、不祥事が根絶されるよう、各任命権者においてコンプライアンスの確立に引き続き積極的に取り組むことが望まれる。

##### (1) 分限処分の状況

平成 30 年度における分限処分の報告件数はなかった。

##### ア 30 年度の状況

		免職	降任	休職	計
勤務成績不良					0
心身故障					0
職に必要な適格性					0
刑事事件提訴					0
計		0	0	0	0
任命権者別	知事部局				0
	教育委員会				0
	警察本部				0
	その他権者				0

##### イ 過去の実績等

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
勤務成績不良					1	1
心身故障						
刑事事件提訴		2	1	1	1	
計		2	1	1	2	1
処分の種類	免職		1	1	1	
	降任					1
	休職	2		1	1	

##### (2) 懲戒処分の状況

平成 30 年度における懲戒処分の報告件数は 21 件であり、平成 29 年度の 33 件から大幅に減少した。事由別にみると、交通事故（人身事故）の 10 件が最も多く、次いで速度超過の 4 件の順であった。

任命権者別にみると、警察本部が前年度 6 件から平成 30 年度 0 件に皆減、教育委員会も前年度 23 件から平成 30 年度 16 件と減少したが、知事部局は前年度 4 件から平成 30 年度は 5 件と増加した。

ア 30年度の状況

理由	種類	免職	停職	減給	戒告	計
交通事故		0	1	1	8	10
酒気帯び運転		0	0	0	0	0
速度超過		0	0	1	3	4
一般服務		0	0	1	2	3
業務処理		0	1	1	1	3
公金等取扱		0	0	0	0	0
職員団体活動		0	0	0	0	0
監督責任		0	0	0	0	0
公務外非行		0	1	0	0	1
計		0	3	4	14	21
任命権者	知事部局	0	0	1	4	5
	教育委員会	0	3	3	10	16
	警察本部	0	0	0	0	0

イ 件数の推移

処分事由		処分の種類	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般服務・ 業務処理	違法な職員団体活動		0	0	0	0	0
	欠勤、不適切処理等		22	7	16	23	10
	小計		22	7	16	23	10
その他非行	交通法規違反等		14	14	10	14	15
	その他		6	2	5	10	6
	小計		20	18	15	24	21
監督責任関係			1	2	1	2	2
計			43	25	32	49	33
任命権者別	知事部局		4	4	14	17	4
	教育委員会		28	21	17	29	23
	警察本部		11	0	1	3	6
	その他権者		0	0	0	0	0

# 審 查 関 係 事 務



5 審査関係事務

(1) 公平審査関係

ア 勤務条件に関する措置の要求

県関係、受託市町村等関係ともに、平成30年度係属した事案はなかった。

イ 不利益処分についての審査請求

(ア) 概要

a 県関係

県関係の不利益処分についての審査請求事案は、平成30年度係属した事案はなかった。

b 受託市町村等関係

受託市町村等関係の不利益処分についての審査請求事案は、平成30年度末において、平成30年度中に受理した1件を裁決した。この事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

懲戒免職処分取消請求事案（30人委（審）第1号事案）

口頭審理を行い、平成31年2月20日に裁決（棄却）を行った。

(イ) 状況

事案名		受理 総数	平成29 年度末 係属件 数	平成30 年度中 の申立 件数	平成30 年度中 の取下 げ件数	平成30 年度中 の判定 件数	平成30 年度末係 属件数
県 関 係		0	0	0	0	0	0
(小計)		0	0	0	0	0	0
受託 市町 村等 関係		1	0	1	0	1	0
(小計)		1	0	1	0	1	0
合計		1	0	1	0	1	0

(2) 職員苦情相談

(ア) 概要

a 職員体制

計 8 名（職員課 審査・給与担当職員 8 名） うち女性 5 名（セクハラ相談の対応等）

b 相談の方法

面談、電話、書面、ファクシミリ、メールにより相談

(イ) 状況

a 件数等

平成 30 年度中に受理した件数は 35 件（実件数）となっており、男女別では、男性 20 件、女性 15 件で、任命権者別では、知事部局 18 件、教育委員会 4 件、警察本部 0 件、市町村・一部事務組合等 11 件、その他・不明が 2 件となっている。相談の申出方法は、電話 17 件、メール 8 件、面談 8 件、書面 2 件となっている。

b 内容別・任命権者別処理件数

※（ ）内は平成 29 年度の件数

	知事部局	教育委員会	警察本部	市町村・一部事務組合	その他・不明	計
任用		1 (1)		2 (4)	0 (2)	3 (7)
給与	2 (1)			3 (2)	0 (2)	5 (5)
勤務時間、休暇、服務等	3 (1)	1 (2)		1 (2)	1 (3)	6 (8)
健康安全等	1 (0)			1 (0)		2 (0)
セクハラ	1 (1)			1 (0)		2 (1)
パワーハラ	4 (4)	1 (1)		1 (7)	0 (1)	6 (13)
パワーハラ以外のいじめ等	0 (1)	1 (1)		1 (3)	1 (1)	3 (6)
公平審査				1 (0)		1 (0)
その他	7 (0)		0 (1)		0 (2)	7 (3)
計	18 (8)	4 (5)	0 (1)	11 (18)	2 (11)	35 (43)

c 処理方法

制度説明・助言をしたものが 22 件、相談者の意向等を当局に伝達したものが 10 件、他機関を紹介したものが 3 件となっている。

なお、審査請求や措置要求に移行した事例はなかった。

### (3) 職員団体関係

#### ア 管理職員等の指定

##### (ア) 概要

##### a 県関係

平成 31 年 4 月からの県の行政組織の変更等に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

##### b 受託市町村等関係

平成 30 年 4 月の受託市町村等における行政組織の改編に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

#### イ 職員団体の登録

##### (ア) 概要

職員団体の登録については、役員改選等に係る届出が 30 件、規約の変更に係る届出が 3 件、所在地の変更に係る届出が 1 件あった。

##### (イ) 状況

平成 29 年 度末登録 団体総数	新規登録 団体数	解散等団 体数	変更届出			法人と なる旨 の申出	平成 30 年 度末登録 団体総数
			規約	役員	所在地		
32	0	0	3	30	1	0	32

注)「役員変更届出」には、専従職員の変更に係る届出を含む。

### (4) 労働基準監督関係

平成 30 年度における労働基準監督事務の概要は、次のとおりである。

#### ア 事業場調査について

人事委員会は、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定に基づき、地方公共団体の行う労働基準法別表第 1 第 11 号、第 12 号及び同表に掲げる事業以外の事業（官公署等の事業）に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）について労働基準監督機関の職権を有している。

このため、人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使することとされている事業場について、書面等による調査及び指導（以下「事業場調査」という。）を行い、職員の勤務環境の向上を図っている。

全体状況の把握と効率的な指導を図るため、平成 19 年度から書面による全数調査と必要に応じた実態確認を実施しており、平成 30 年度は、当委員会所管の調査対象のうち、167 事業場について実施した。（兼務職員のための 10 事業場は調査対象から除いている。対象事業場の内訳：知事部局 49 事業場、教育委員会 88 事業場、警察 23 事業場、その他任命権者 7 事業場）

イ 労働基準法及び安全衛生法関係

(ア) 労働安全衛生法に基づく認定及び報告状況について (H30 年度受付分)

	衛生管理者 の選任報告 (件)	産業医の 選任報告 (件)	定期健康診 断結果報告 (事業場)	特殊健康診 断結果報告 (事業場)	労働者死傷 病報告(件)	有機溶剤中毒予 防規則一部適用 除外認定(件)
知事部局	12	5	9	2	1	0
教育委員会	10	2	42	9	9	1
警察	8	0	18	17	47	1

(イ) 宿日直許可の状況について (H31. 3. 31 現在)

知事部局	5
教育委員会	33
警察	24
その他	1

ウ ボイラー等の安全取締りの状況

(ア) ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラ及びクレーン (以下「ボイラー等」という。) の安全取締りの状況

総括表 (H31. 3. 31 現在) 設置事業場数 50 (廃止分を除く。)

	ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン
前年度末の設置基数 (A)	50	38	1	5
本年度設置基数 (B)	0	0	0	2
本年度廃止基数 (C)	1	0	0	0
本年度末の総数設置基数 (D) < (A) + (B) - (C) >	49	38	1	5

(イ) ボイラー等の諸検査の状況

区分	事業場数	基 数			
		ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン
落成検査	0	0	0	0	0
変更検査	0	0	0	0	0
使用再開検査	0	0	0	0	0
性能検査	46	44	34	1	1

(検査結果)

- ボイラー等の性能検査については、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所が実施する検査を受検している。
- 本年度における検査結果は概ね良好であったが、性能検査のうち、ボイラー11基及び第一種圧力容器1基については、附属部品等の取り換え、補修等の指示、指導があった。



**(5) 公平事務委託市町村等の事務の受託状況**

市町村等公平委員会の事務の受託は、平成 31 年 4 月 1 日現在で 13 市 15 町 4 村 20 一部事務組合 3 広域連合の合計 55 団体となっている。

なお、独自の公平委員会を設置している市町村等は、盛岡市、盛岡地区広域消防組合及び盛岡地区衛生処理組合の 1 市 2 一部事務組合である。

**(6) 退職管理関係**

地方公務員法の一部改正により、平成 28 年度から、現職職員が再就職者から禁止されている働きかけを受けた時は人事委員会にその旨を届け出るよう義務付けられたが、平成 30 年度中に当該届出はなく、第三者からの通報もなかった。



# 参 考 资 料



6 参考資料

(1) 初任給基準表(平成31年4月1日現在)

行政職給料表

一般	正規の試験	I種	1-25	182,300
		II種	1-15	162,700
		III種	1-5	149,900
	その他	高等学校卒	1-1	145,400
無線従事者	第1級総合無線通信士	第1級総合無線通信士	1-25	182,300
		第1級海上無線通信士		
		第1級陸上無線技術士		
	第2級総合無線通信士	第2級総合無線通信士	1-9	154,300
		第2級海上無線通信士		
		第2級陸上無線技術士		
	第1級陸上特殊無線技士			
	航空無線通信士	1-5	149,900	
	第3級総合無線通信士	第3級総合無線通信士	1-1	145,400
		第3級海上無線通信士		
		国内電信級陸上特殊無線技士		
第4級海上無線通信士				
第1級海上特殊無線技士				
その他の資格				

公安職給料表

正規の試験	I種	3-2	213,800
	II種	2-3	188,600
	III種	1-3	172,700

教育職給料表(1)

教諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	博士課程修了	2-31	269,000
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-13	225,000
	大学卒	2-1	204,100
栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 実習教諭 実習助手 寄宿舎 指導員	短大卒	1-11	177,000
	大学卒	1-21	200,200
	短大卒	1-11	177,000
	高校卒	1-1	159,300

教育職給料表(2)

教諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	博士課程修了	2-43	269,000
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-25	225,000
	大学卒	2-13	204,100
栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	短大卒	2-3	179,700
	大学卒	1-21	200,200
	短大卒	1-11	177,000
	高校卒	1-1	159,300

研究職給料表

正規 の 試験	I種		1-25	187,200
	II種		1-15	165,400
	III種		1-5	150,100
そ の 他	博士課程修了 (大学6卒 後のもの に限る。)		1-61	249,800
	博士課程修了		1-57	245,400
	修士課程修了 専門職学位 課程修了 大学6卒		1-37	210,000
	高 校 卒		1-1	145,600

医療職給料表 (1)

医 師 歯科医師	博士課程修了	1-33	352,100
	大学 6 卒	1-9	272,600

医療職給料表 (3)

保 健 師	大 学 卒	2-11	212,800
	短 大 3 卒	2-5	200,500
看 護 師	短 大 3 卒	2-5	200,500
	短 大 2 卒	2-1	192,200
准看護師	准看護師養成所卒	1-1	164,400

医療職給料表 (2)

薬 剤 師	大 学 6 卒	2-19	217,200
	大 学 4 卒	2-1	188,500
獣 医 師	大 学 6 卒	2-19	217,200
	大 学 4 卒	2-1	188,500
栄 養 士	大 学 卒	2-1	188,500
	正 規 の 試 験	1-11	166,100
診療放射線技師	大 学 卒	2-1	188,500
	短 大 3 卒	1-17	177,200
診療エックス線技師	短 大 卒	1-11	166,100
	大 学 卒	2-1	188,500
臨床検査技師	短 大 3 卒	1-17	177,200
	大 学 卒	2-1	188,500
衛生検査技師	短 大 卒	1-11	166,100
	大 学 卒	2-1	188,500
臨床工学技士	短 大 3 卒	1-17	177,200
	大 学 卒	2-1	188,500
理学療法士 作業療法士	短 大 3 卒	1-17	177,200
	大 学 卒	2-1	188,500
視能訓練士	短 大 3 卒	1-17	177,200
	大 学 卒	2-1	188,500
言語聴覚士	短 大 3 卒	1-17	177,200
	短 大 3 卒	1-17	177,200
歯科衛生士	短 大 2 卒	1-11	166,100
	高校専攻科卒	1-7	159,300
歯科技工士	短 大 3 卒	1-17	177,200
	短 大 2 卒	1-11	166,100
あん摩マッサージ 指 圧 師	短 大 3 卒	1-17	177,200
	短 大 2 卒	1-11	166,100
きゅう師 柔道整復師	高 校 卒	1-1	150,300
	高 校 卒	1-1	150,300

## (2) 級別職務区分表

(平成31年4月1日現在)

## 1 行政職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
知事 の 事 務 部 局	本庁	2級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職	3級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職で 特に高度 の知識又 は経験を 必要とす るもの	主査 主査スポ ーツ医・ 科学専門 員 主任 主任スポ ーツ医・ 科学専門 員 建築監視 員 主任行政 専門員	主任主査 上席スポ ーツ医・ 科学専門 員 主査 主査スポ ーツ医・ 科学専門 員 主査行政 専門員	担当課長 特命課長 主任主査 上席スポ ーツ医・ 科学専門 員	総括課長 特命参事 総括調査 監 調査監 報道監 職員育成 監 防災危機 管理監 総務事務 センター 所長 政策監 調整監 ふるさと 振興監 地域振興 監 地域連携 推進監 国際監 総括プロ ジェクト 推進監 プロジェ クト推進 監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 県産米戦 略監 県産米生 産振興監 県産米販 売推進監 会計指導 監	総括課長 特命参事 総括調査 監 調査監 報道監 職員育成 監 防災危機 管理監 総務事務 センター 所長 政策監 調整監 ふるさと 振興監 地域振興 監 地域連携 推進監 国際監 総括プロ ジェクト 推進監 プロジェ クト推進 監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 県産米戦 略監 県産米生 産振興監 県産米販 売推進監 会計指導 監	副部長 副室長 副局長 室長 環境担当 技監 農政担当 技監 農村整備 担当技監 林務担当 技監 水産担当 技監 漁港担当 技監 道路都市 担当技監 河川港湾 担当技監 首席調査 監 首席ふるさ と振興監 首席ILC 推進監 参事 技術参事	会計管理者 部長 秘書広報 室長 復興局長 出納局長 理事 技監	企画理事 復興局長

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
広域振興局						課長	課長			
			主査 出張所長 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 出張所長 主査行政 専門員	課長 特命課長 普及サブ センター 所長 整備事務 所次長 ダム管理 事務所長  ダム建設 事務所次 長 林務出張 所長 主任主査	課長 部長(盛岡 を除く。) 審査指導 監 特命参事 室長 企画推進 課長  管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。) 林業振興 課長(盛岡 に限る。) 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。) 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長 ダム建設 事務所長	部長(盛岡 を除く。) 審査指導 監 特命参事 室長 企画推進 課長  管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。) 林業振興 課長(盛岡 に限る。) 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。) 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長 ダム建設 事務所長	副局長 部長(盛岡 に限る。) 参事 技術参事	局長	



区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
出先機関 東京事務所					副部長	部長	部長	所長		
消防学校			科主任	科主任	副校長	校長	校長			
先端科学技術研究センター					副所長			所長		
環境保健研究センター					企画情報部長	副所長 健康情報調査監	副所長 健康情報調査監	所長		
県民生活センター					次長	所長	所長			
保健所				課長	副所長 (奥州に限る。) 次長	副所長 (奥州に限る。) 次長	副所長(県 央に限る。)			
福祉総合相談センター					課長	部長	部長	所長		
児童相談所					次長 課長	所長	所長			
高等看護学院										
精神保健福祉センター					次長					
杜陵学園					園長補佐	園長	園長			
大阪事務所				次長	次長	所長	所長			
名古屋事務所					次長	所長	所長			
福岡事務所				次長	次長	所長	所長			
産業技術短期大学校			主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	事務局次長 准教授 上席講師	事務局長 教育部長 教授	事務局長 教育部長 教授	副校長		
高等技術専門学校			科主任	科主任	校長補佐	校長	校長			

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
病虫害防除所					次長	所長	所長			
家畜保健衛生所					次長					
漁業取締事務所			機関長 通信長	機関長 通信長	次長 船長	所長	所長			
生物工学研究所						所長	所長			
農業研究センター					課長	病虫害防除部長 畜産研究所次長	病虫害防除部長 畜産研究所次長			
林業技術センター					企画総務部長	副所長	副所長			
水産技術センター			機関長 通信長	機関長 通信長	総務部長 船長					
内水面水産技術センター										
農業大学校			主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	准教授 上席講師	副校長 事務局長 教授	副校長 事務局長 教授	校長		
農業改良普及センター					課長 普及サブセンター 所長	所長	所長			
北上川上流流域下水道事務所					課長	所長	所長			
花巻空港事務所					次長	所長	所長			
			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	主任主査					
			主任主事 主任技師	副主任 技術副主任	副主任 技術副主任	主幹 技術主幹				

区	分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	専門職員			主査通信技師 主任通信技師 主査消防教官 主任消防教官	上席特別税務調査員 上席通信技師 上席消防教官 主査通信技師 主査消防教官	上席特別税務調査員 上席通信技師 上席消防教官 主査通信技師 主査消防教官	首席特別税務調査員				
				主査社会福祉主事 主任社会福祉主事	上席社会福祉主事 上席障がい者福祉司 上席児童福祉司 上席相談調査員 上席児童心理司 上席心理判定員 上席児童指導員 上席職業指導員 上席生活指導員 上席保育士 上席児童自立支援専門員 主査社会福祉主事	上席社会福祉主事 上席障がい者福祉司 上席児童福祉司 上席相談調査員 上席児童心理司 上席心理判定員 上席児童指導員 上席職業指導員 上席生活指導員 上席保育士 上席児童自立支援専門員 主査社会福祉主事	首席児童福祉司 首席児童指導員				

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
			主査障がい者福祉司 主任障がい者福祉司	主査障がい者福祉司						
			主査児童福祉司 主任児童福祉司	主査児童福祉司						
			主査相談調査員 主任相談調査員	主査相談調査員						
			主査児童心理司 主任児童心理司	主査児童心理司						
			主査心理判定員 主任心理判定員	主査心理判定員						
			主査児童指導員 主任児童指導員	主査児童指導員						
			主査職業指導員 主任職業指導員	主査職業指導員						
			主査生活指導員 主任生活指導員	主査生活指導員						
			主査保育士 主任保育士	主査保育士						
			主査児童自立支援専門員 主任児童自立支援専門員	主査児童自立支援専門員						

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
				主査技術指導員 主任技術指導員	上席技術指導員 主査技術指導員	上席技術指導員	首席技術指導員				
			主査農業普及員 主任農業普及員 主査林業普及指導員 主任林業普及指導員 主査水産業普及指導員 主任水産業普及指導員 主査航海士 主任航海士 主査機関士 主任機関士 主査通信士 主任通信士	上席農業普及員 上席林業普及指導員 上席水産業普及指導員 上席航海士 上席機関士 上席通信士 主査農業普及員 主任農業普及員 主査林業普及指導員 主任林業普及指導員 主査水産業普及指導員 主任水産業普及指導員 主査航海士 主任航海士 主査機関士 主任機関士 主査通信士 主任通信士	上席農業普及員 上席林業普及指導員 上席水産業普及指導員 上席航海士 上席機関士 上席通信士	首席林業普及指導員 首席水産業普及指導員					
				主査建築専門員	上席建築専門員 主査建築専門員	上席建築専門員					

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
議会の 事務局				主査 主任 主任主事	主任主査 副主任 主査	担当課長 主任主査 副主任	総括課長 課長 主幹	総括課長 課長	次長 参事	事務局長	
教育委 員会の 事務局 等	本庁			文化財専門員(主任相当、主査相当) 主査 主任 主任行政専門員	上席文化財専門員 主任主査 副主任 技術副主幹 文化財専門員(主査相当) 主査 主査行政専門員	担当課長 特命課長 上席文化財専門員 主任主査 副主任 技術副主幹	総括課長 特命参事 教育企画推進監 課長 主幹 技術主幹	総括課長 特命参事 教育企画推進監 課長	教育次長 室長 参事		
	出先 機関	教育事務所		主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政専門員	企画総務課長 主任主査 副主任	所長 企画総務課長(盛岡に限る。) 主幹	所長 企画総務課長(盛岡に限る。)	所長(盛岡に限る。)		
	教育 機関	総合教育センター		主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政専門員	主任主査 副主任	総務部長 主幹	総務部長			
		生涯学習推進センター		主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政専門員	総務部長 主任主査 副主任	主幹				
		図書館		主査 主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政専門員	主任主査 副主任	副館長 主幹	副館長			
	埋蔵文化財センター		文化財専門員(主任相当、主査相当)	上席文化財専門員 文化財専門員(主査相当)	上席文化財専門員	所長 副所長	所長 副所長				

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
県立学校			主査 主任 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士 主任行政 専門員	漁撈長 機関長 主任主査 副主任 主査 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士 主査行政 専門員	事務長(6 級及び7 級の欄に 掲げられ ている事 務長を除 く。) 船長 漁撈長 機関長 主任主査 副主任	高等学校又 は特別支援 学校の事務 長(盛岡第 一、不來方、 杜陵、盛岡 農業、盛岡 工業、盛岡 商業、黒沢 尻工業、水 沢、一関第 一、大船渡、 釜石、宮古、 宮古水産、 福岡、盛岡 視覚支援、 盛岡聴覚支 援、盛岡と なん支援及 び花巻清風 支援に限 る。) 主幹	高等学校又 は特別支援 学校の事務 長(盛岡第 一、不來方、 杜陵、盛岡 農業、盛岡 工業、盛岡 商業、黒沢 尻工業、水 沢、一関第 一、大船渡、 釜石、宮古、 宮古水産、 福岡、盛岡 視覚支援、 盛岡聴覚支 援、盛岡と なん支援及 び花巻清風 支援に限 る。)			
市町村立 小中学校 及び義務 教育学校			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	事務長 主任主査	主幹				
			主任主事 主任技師							

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
警察	本部等	本部			係長 主査	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐 係長	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐	課長 科学捜査研究所長 指導監査室長 サイバーセキュリティ対策官 自動車運転免許試験場長 人事調査官 給与調査官 会計調査官 施設調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 交通管制官	課長 科学捜査研究所長 指導監査室長 サイバーセキュリティ対策官 自動車運転免許試験場長 人事調査官 給与調査官 会計調査官 施設調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 交通管制官	参事		
		警察学校			係長 主査	事務長 係長	事務長	術科調査官	術科調査官			
	警察署			係長 主査 船長 機関長	課長 係長 船長 機関長	課長						
				主任主事 主任技師	副主幹	副主幹	主幹					
選挙管理委員会事務局			主査 主任	主任主査 副主幹 主査	副書記長 主任主査 副主幹	書記長	書記長					
監査委員事務局			主査 主任 主任主事 主任行政専門員	主任主査 副主幹 主査 主査行政専門員	主任主査 副主幹	総括課長 主幹	総括課長	事務局長 参事				



区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
人事委員会 の 事務局				主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	担当課長 主任主査 副主任	総括課長 主幹	総括課長	事務局長 参事		
労働委 員会 の 事務局				主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	特命課長 主任主査 副主任	総括課長 主幹	総括課長	事務局長 参事		
収用委 員会 の 事務局				主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主任	事務局長	事務局長	参事		
海区漁 業調整 委員会 の 事務局				主査 主任	主任主査 技術副主任 主査	事務局次長 主任主査 技術副主任	事務局長 技術主幹	事務局長	事務局長		

- 備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、課付、室付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付、課付、所付、総合教育センターに置かれる所付若しくは県立学校に置かれる学校付の職、警察本部に置かれる部付、課付、所付、隊付若しくは警察学校に置かれる学校付若しくは警察署に置かれる署付の職、監査委員の事務局に置かれる局付の職又は人事委員会の事務局に置かれる局付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から10級までのいずれか一の級に決定するものとする。
- 2 9級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職員の職務の級を上位の級に決定することができる。
- 3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。
- 4 この表において3級の欄に掲げる「主任相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主任に、「主査相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主査に、4級の欄に掲げる「主査相当」とは、知事の事務部局の款4級の欄に掲げる主査にそれぞれ相当するものである。

2 公安職給料表

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
警察	本部	巡査	巡査(巡査長に限る。)	巡査部長 巡査(巡査長に限る。)	警部 警部補 巡査部長 巡査(巡査長に限る。)	警部 警部補	警視 警部(次長、地域調査官、科学捜査研究所副所長、機動捜査隊副隊長、交通機動隊副隊長、高速道路交通警察隊副隊長及び機動隊副隊長に限る。)	警視(課長、監察官、留置管理官、安全・安心まちづくり推進室長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長に限る。)	警視(参事官及び監察課長に限る。)	警視(部長及び首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。)
	警察学校						警視			警視(校長に限る。)
	警察署						警視 警部(次長、警務課長並びに見前及び高田の幹部交番所長に限る。)	警視(署長及び副署長に限る。)	警視(岩手、紫波、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸の署長に限る。)	警視(盛岡東、盛岡西、花巻、北上及び奥州の署長に限る。)

備考1 警察本部に置かれる部付、課付、所付若しくは隊付、警察学校に置かれる学校付又は警察署に置かれる署付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て6級から9級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 6級以下の級に区分されている職で警察本部長が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

3 教育職給料表(1)

区		分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
知事の事務 部局	本庁				主査スポーツ 振興専門員 主任スポーツ 振興専門員 スポーツ振興 専門員		上席スポーツ 振興専門員	首席スポー ツ振興専門 員
	出先機関	産業技術短期大 学校	講師 技術指導員	主査講師 主査技術指導 員 主任講師 主任技術指導 員 講師 技術指導員		准教授	教授	
		農業大 学校	講師 行政専門員	主査講師 主任講師 講師 行政専門員		准教授	教育部長 教授	
教育委員会 の事務局等	本庁			指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	首席指導主事 首席経営指 導主事 首席社会教 育主事 特命参事	
	出先機関	教育事務所		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	首席経営指 導主事 首席社会教 育主事	
	教育機関	総合教育センター	研修助手	研修指導主事 指導主事		研修部長 支援指導部長 主任研修指導 主事 主任指導主事	所長 研修部長 支援指導部長	
		生涯学習推進セ ンター		社会教育主事 社会教育主事補		生涯学習部長 主任社会教育 主事	所長 首席社会教 育主事	
		図書館					館長	
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補				
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補				
埋蔵文化財セン ター		社会教育主事 社会教育主事補						

区 分			1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		県立高等学校等	教諭 養護教諭 栄養教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭（任用の期限をふさないものに限る。）	指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭 主任指導教諭	校長
			講師 助教諭 養護助教諭 実習教諭 実習助手 寄宿舎指導員	講師（任用の期限を付さないものに限る。） 実習教諭 寄宿舎指導員			
警察	本部等	警察学校				副校長	

- 備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は県立高等学校等に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。
- 2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにおいては、その職務の級を3級に決定することができる。
- 3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

4 教育職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
知事の事務部局	本庁		主査スポーツ振興専門員 主任スポーツ振興専門員 スポーツ振興専門員		上席スポーツ振興専門員	首席スポーツ振興専門員	
教育委員会の事務局等	本庁		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事 特命参事	
	出先機関	教育事務所	指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		教務課長(盛岡を除く) 主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	教務課長(盛岡に限る) 首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事	
	教育機関	総合教育センター		指導主事		主任指導主事	
		生涯学習推進センター		社会教育主事 社会教育主事補		主任社会教育主事	首席社会教育主事
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
		埋蔵文化財センター		社会教育主事 社会教育主事補			
	中学校	講師(任用の期限を付さないものを除く) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 講師(任用の期限を付さないものに限る)	主幹教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長	
市町村立小中学校及び義務教育学校	栄養教諭(任用の期限を付さないものを除く) 講師(任用の期限を付さないものを除く) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭(任用の期限を付さないものに限る) 講師(任用の期限を付さないものに限る)	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長		

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は市町村立小中学校若しくは義務教育学校に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものについては、その職務の級を3級に決定することができる。

5 研究職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
知事の事務 部局	本庁	2級から5級ま での欄に掲げる 職以外の職	主任専門学芸 員 専門学芸員	上席専門学芸 員 主任専門学芸 員			
	出先機関		先端科学技術 研究センター				
			環境保健研究 センター		部長	副所長	
			生物工学研究所				
			農業研究センター		室長 県北農業研究 所次長	部長 県北農業研究 所長 畜産研究所次長	所長 畜産研究所長
			林業技術センター		部長	副所長	所長
			水産技術センター		部長	副所長	所長
			内水面水産技 術センター			所長	所長
	専門職員	主査専門研究員 主任専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員 主任専門研究員	首席専門研究員			
教育委員会 の事務局等	本庁		主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員			
	教育機関	博物館	主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸 調査員		
		美術館	主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸 調査員		
			主査専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員	科学捜査研究官		
警察	本部	刑事部科学捜 査研究所					

備考1 知事の事務部局に置かれる課付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる部付若しくは課付の職又は警察本部に置かれる部付若しくは所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から5級までのいずれかの級に決定するものとする。

2 4級以下の級に区分される職のうち任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

6 医療職給料表(1)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	
知事の事務部局	本庁	医師 歯科医師	医務主幹 担当課長	総括課長 課長 医務主幹 担当課長	部長 技監 副部長 医療政策室長 医務担当技監 総括課長 課長	
	広域振興局		課長 医務主幹 医師 歯科医師	保健福祉環境技監 部長 課長 医務主幹	保健福祉環境技監 部長	
出先機関	環境保健研究センター				首席専門研究員	首席専門研究員
	保健所		課長 医務主幹 医師 歯科医師	所長 副所長 次長 課長 医務主幹	所長 副所長 次長	
	福祉総合相談センター		医務主幹 医師	部長 医務主幹	部長	
	精神保健福祉センター		医務主幹 医師	所長 医務主幹	所長	

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、室付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て2級から4級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 3級以下の級に区分されている職で知事が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

7 医療職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
知事の事務部局	本庁	診療放射線技師	薬剤師					技術参事	
	広域振興局	臨床検査技師 栄養士 学校栄養職員	獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師	主査	主査	課長 主任主査 主査	保健福祉室長	保健福祉室長	
	出先機関	食肉衛生検査所	衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士	栄養士 学校栄養職員 衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士			課長	所長	所長
		保健所					課長	次長	次長
		福祉総合相談センター							
		精神保健福祉センター							
		家畜保健衛生所					課長 次長	所長(中央を除く) 次長(中央に限る。)	所長 次長(中央に限る。)
					主査	主査	主任主査 主査		
								技術主幹	
		専門職員					上席薬剤師 上席獣医師 上席診療放射線技師 上席臨床検査技師 上席栄養士 上席衛生検査技師 上席理学療法士 上席言語聴覚士		
				主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師 主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師	主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師 主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師	主査薬剤師 主査獣医師 主査診療放射線技師			



区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
					主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士 薬剤師 獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士	主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士	主査理学療法士 主査作業療法士 主査理療士 主査言語聴覚士			
教育委員会	教育機関	県立高等学校等			主任栄養士 栄養士	主任栄養士				
		市町村立小中学校及び義務教育学校			主任学校栄養職員 学校栄養職員	主任学校栄養職員				

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

8 医療職給料表(3)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		
知事の事務 部局	本庁		准看護師	保健師 看護師 看護教員 准看護師	保健師 看護師				
	広域振興局				主査 保健師 看護師	主査	課長 主任主査 主査	保健福祉室長	
	出先機関	保健所			保健師 看護師			課長	次長
		福祉総合相 談センター							
		児童相談所							
		高等看護学院			科主任 看護教員	科主任	副学院長 科主任		
		精神保健福 祉センター			保健師				
						主査	主査	主任主査 主査	
								技術主幹	
		専門職員					主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師	主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師	上席保健師 上席看護教員 上席看護師 主査保健師 主査看護教員 主査看護師
教育委員会 の事務局	本庁	教職員課	保健師	主査保健師 主任保健師 保健師	主査保健師 主任保健師	上席保健師 主査保健師			
警察	本部	警務部厚生課	保健師	主査保健師 保健師	主査保健師	上席保健師 主査保健師			

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは所付けの職又は警察本部に置かれる課付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から6級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

(3) 給料の特別調整額  
 給料の特別調整額に関する規則 (昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 16 号)  
 別表第 1 (第 2 条関係)

(平成31年4月1日現在)

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知事 の 事 務 部 局	本庁	企 画 理 事 復 興 局 長 会 計 管 理 者 部 長 秘 書 広 報 室 長 出 納 局 長	副 部 長 副 室 長 副 局 長 室 長 首 席 調 査 監 首 席 ふ る さ と 振 興 監 首 席 I L C 推 進 監 環 境 担 当 技 監 医 務 担 当 技 監 農 政 担 当 技 監 農 村 整 備 担 当 技 監 林 務 担 当 技 監 水 産 担 当 技 監 漁 港 担 当 技 監 道 路 都 市 担 当 技 監 河 川 港 湾 担 当 技 監 理 事 技 監	参 事 技 術 参 事 総 括 課 長 (人 事 課 及 び 財 政 課 に 限 る。)	総 括 課 長 総 括 調 査 監 総 務 事 務 セ ン タ ー 所 長 政 策 監 調 整 監 地 域 振 興 監 国 際 監 総 括 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 監 首 席 ス ポ ー ツ 振 興 専 門 員 医 師 支 援 推 進 監 競 馬 改 革 推 進 監 県 産 米 戦 略 監 会 計 指 導 監 特 命 参 事	調 査 監 報 道 監 職 員 育 成 監 防 災 危 機 管 理 監 ふ る さ と 振 興 監 地 域 連 携 推 進 監 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 監 県 産 米 生 産 振 興 監 県 産 米 販 売 推 進 監 課 長	担 当 課 長
	広域振 興局	局 長 副 局 長	副 局 長 部 長 (盛 岡 に 限 る。) 保 健 福 祉 環 境 技 監 (盛 岡 に 限 る。)	保 健 福 祉 環 境 技 監 参 事 技 術 参 事 経 営 企 画 部 長 総 務 部 長 保 健 福 祉 環 境 部 長 (県 南 に 限 る。) 農 政 部 長 水 産 部 長 (沿 岸 に 限 る。) 土 木 部 長	県 税 部 長 保 健 福 祉 環 境 部 長 (県 南 を 除 く。) 農 林 部 長 林 務 部 長 水 産 部 長 (県 北 に 限 る。) 特 命 参 事 納 税 室 長 課 税 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 に 限 る。) 農 業 振 興 室 長 農 業 改 良 普 及 室 長 農 村 整 備 室 長 (盛 岡 及 び 県 南 に 限 る。) 管 理 用 地 室 長 道 路 河 川 室 長 建 築 住 宅 室 長	審 査 指 導 監 産 業 振 興 室 長 県 税 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 を 除 く。) 農 村 整 備 室 長 (沿 岸 及 び 県 北 に 限 る。) 企 画 推 進 課 長 管 理 主 幹 総 務 課 長 (総 務 部 (総 務 セ ン タ ー を 除 く。)) に 限 る。) 農 政 調 整 課 長 農 林 調 整 課 長 林 業 振 興 課 長 (盛 岡 に 限 る。) 水 産 調 整 課 長 副 部 長 用 地 課 長 (盛 岡 及 び 花 巻 土 木 セ	

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
				センター所長 (千厩土木センターを除く。)	ンターに限る。) 調 整 課 長 センター所長 (千厩土木センターに限る。) センター副所長 林 務 室 長 整備事務所長 ダム建設事務所長 普及サブセンター所長 林務出張所長	
広域振興局以外の出先機関		東京事務所長 先端科学技術研究センター所長 環境保健研究センター所長 保健所長(県央に限る。) 保健所副所長(県央に限る。) 福祉総合相談センター所長 産業技術短期大学校副校長 農業研究センター所長 林業技術センター所長 水産技術センター所長 農業大学校長	保健所長(奥州に限る。) 保健所副所長(奥州に限る。) 家畜保健衛生所所長(中央に限る。) 農業研究センター畜産研究所長	東京事務所の部長 消防学校長 食肉衛生検査所長 環境保健研究センター副所長 環境保健研究センター健康情報調査監 県民生活センター所長 保健所長(県央及び奥州を除く。) 保健所次長(奥州を除く。) 福祉総合相談センターの部長 児童相談所長 精神保健福祉センター所長 杜陵学園長 大阪事務所長 名古屋事務所長 福岡事務所長 産業技術短期大学校事務局長 産業技術短期大学校教育部長 高等技術専門校長 病虫害防除所長 家畜保健衛生所長 家畜保健衛生所次長(中央に限る。)	保健所次長(奥州に限る。) 農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室長 農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室長 農業大学校教育部長 農業改良普及センター普及サブセンター所長	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
					漁業取締事務所長 生物工学研究所長  農業研究センターの部長 農業研究センター畜産研究所次長 農業研究センター県北農業研究所長 林業技術センター副所長 水産技術センター副所長 内水面水産技術センター所長 農業大学校副校長 農業大学校事務局長 農業改良普及センター所長 北上川上流流域下水道事務所長 花巻空港事務所長		
議会の事務局		事務局長	次長	参事	総括課長	課長	担当課長
教育委員の事務局等	本庁		教育次長 室長	参事 教育企画推進監 総括課長（教職員課に限る。）	総括課長 特命参事	課長	担当課長
	出先機関		教育事務所長（盛岡に限る。）		教育事務所長 教育事務所企画総務課長（盛岡に限る。）	教育事務所教務課長（盛岡に限る。）	
	教育機関		総合教育センター所長 図書館長		生涯学習推進センター所長 図書館副館長 埋蔵文化財センター所長	総合教育センターの部長 埋蔵文化財センター副所長	
	県立学校					校長 高等学校又は特別支援学校の事務長（盛岡第一、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業及び盛岡となん支援に限る。）	副校長 教頭 高等学校又は特別支援学校の事務長（不来方、杜陵、黒沢尻工業、水沢、一関

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
							第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、及び花巻清風支援に限る。） 船長
警察	本部等		部長 警察学校長 参事官（首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。）	参事官 参事 課長（監察課長に限る。）	課長 監察官 留置管理官 科学捜査研究所長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 検視官室長（警視である検視官室長に限る。）	公安委員会補佐室長 取調べ監督業務推進室長 警務調査官 人事調査官 企画室長 給与調査官 広報官 被害者支援室長 会計調査官 施設調査官 指導監査室長 災害復興推進室長 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 安全・安心まちづくり推進室長 生活安全調査官 人身安全対策室長 地域実務指導室長 地域調査官 少年事件指導官 生活環境調査官 サイバーセキュリティ対策官 刑事指導官 検視官室長 性犯罪捜査指導官 知能犯捜査指導官 意見聴取官 交通調査官 交通管制官 交通事故事件捜査統括官	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
						交通聴聞官 自動車運転免許 試験場長 高速道路交通調 査官 警備指導官 情報分析官 外事・国際テロ 対策室長 警備管理官 災害対策室長 術科調査官 警察学校副校長	
	警察署		署長（盛岡東、 盛岡西、花巻、 北上及び奥州に 限る。）	署長（岩手、紫 波、一関、大船 渡、釜石、宮古、 久慈及び二戸に 限る。）	署長 副署長	地域官 刑事官 交通官	
選挙 管理 委員 会					書記長		
監査 委員 の 務 局			事務局長	参事	総括課長		
人事 委員 会 の 務 局			事務局長	参事	総括課長		担当課長
労働 委員 会 の 務 局			事務局長	参事	総括課長		
収用 委員 会 の 務 局				参事	事務局長		
海 区 漁 業 調 整 委 員 の 務 局					事務局長		

備考1 2種から6種までの欄に掲げる職（第2条第2項ただし書の規定に基づき、別表第1に掲げる職のうち当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より1種上位の区分とすることとして人事委員会が別に定める職を除く。）のうち人事委員会の承認を得たものにあつては、当該職を占める職員の区分より1種上位の区分とすることができる。

2 1種から5種までの欄に掲げる職（以下「指定職」という。）を占める職員が欠けた場合は、当該指定職の職務を代理することとなる職が、その指定職の属する区分の1種下位の区分欄に掲げられているものとする。指定職が事務取扱い又は兼務を命ぜられた者をもって充てられている場合（別に定める場合を除く。）においても、同様とする。

## ア 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
10 級	1 種	133,600 円
9 級	1 種	128,900 円
	2 種	103,100 円
8 級	2 種	94,300 円
	3 種	84,900 円
	4 種	75,400 円
7 級	3 種	80,100 円
	4 種	71,200 円
	5 種	53,400 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,300 円
6 級	6 種	44,500 円
	3 種	75,700 円
	4 種	67,300 円
5 級	5 種	50,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、58,900 円
	6 種	42,100 円
4 級	5 種	48,400 円
	6 種	40,400 円
4 級	5 種	44,900 円
	6 種	37,400 円

## イ 公安職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	2 種	96,000 円
8 級	3 種	82,200 円
7 級	4 種	72,300 円
	5 種	54,200 円
6 級	4 種	69,900 円
	5 種	52,400 円
5 級	5 種	49,300 円

## ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	2 種	91,800 円
	4 種	73,400 円
	5 種	55,100 円。ただし、高等学校又は特別支援学校(以下「高等学校等」という。)の校長の職で人事委員会が別に定めるもの及び総合教育センターの部長にあつては、64,200 円
3 級	5 種	53,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,400 円
	6 種	44,600 円。ただし、高等学校等の教頭の職にあつては 35,700 円、高等学校等の副校長の職で、人事委員会が別に定めるものにあつては 53,500 円

## エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	4 種	70,100 円
	5 種	52,600 円
3 級	6 種	43,100 円

## オ 研究職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
5 級	2 種	102,100 円
	3 種	91,900 円
	4 種	81,700 円
4 級	4 種	72,200 円
3 級	5 種	49,100 円



カ 医療職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	1 種	136,300 円
	2 種	109,000 円
	3 種	98,100 円
	4 種	87,200 円
	5 種	65,400 円
3 級	2 種	103,100 円
	3 種	92,800 円。ただし、条例別表第5のア医療職給料表(1)の職務の級3級の適用を受ける保健福祉環境技監にあつては、82,500 円
	4 種	82,500 円
	5 種	61,900 円
	6 種	51,600 円
2 級	6 種	48,200 円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7 級	3 種	79,600 円
	4 種	70,700 円
	5 種	53,000 円
6 級	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円
5 級	5 種	47,900 円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
6 級	4 種	70,800 円
	5 種	53,100 円
5 級	5 種	48,100 円

備考 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特別の事情があると人事委員会  
が認める職を占める職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員  
の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種上位の区分があるときは、当  
該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種下位の区分があるときは、当  
該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別  
調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別  
調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

## (4) 職員の昇格実施基準

(平成31年4月1日現在)

給料表	職務	昇格前	昇格後	要件
行政職	総括課長	6～	7～	在職2年以上
	主任主査・専門職員	4～	5～	在職2年以上
	副主幹・技術副主幹	4～	5～	在職3年以上
	主査	3～ 3-45(12)	4～ 4～	役職5年以上 役職2年以上
	主事・技師 (任命権者通知)	1-45(12) 1～	2～ 2～	大学卒 経験5年以上 短大卒 経験8年以上 高校卒 経験10年以上
公安職	警部	4-49(12)	5～	在職3年以上
	警部補	4-69(12)	5～	在職7年以上
	巡査部長	3-73(12)	4～	在職6年以上
	巡査長	3-85(12) 2-57(12)	4～ 3～	在職6年以上 在職2年以上
研究職	主査専門研究員・主任専門研究員	2～ 2-49(12)	3～ 3～	役職2年以上 役職1年以上
	技師 (任命権者通知)	1～	2～(専門研究員)	大学卒 経験4年以上
医療職 (1)	所長・副所長	3～	4～	経験25年以上 かつ 在級10年以上 (人事委員会承認事項)
	課長・主幹	2～	3～	経験13年以上 かつ 在級6年以上
医療職 (2)	所長・保健所次長	6～	7～	在職2年以上 (人事委員会承認事項)
	主査・主査薬剤師等	4～ 4-33(12) 3～ 3-37(12)	5～ 5～ 4～ 4～	役職4年以上 又は 在級3年以上 役職1年以上 役職1年以上
	主任薬剤師等	3～ 3-37(12)	4～ 4～	役職1年以上
	薬剤師・獣医師	2～	3～	大学6卒 経験3年以上 大学卒 経験6年以上
	診療放射線技師等	2-29(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験7年以上 短大3卒 経験8年以上 短大卒 経験9年6月以上 高校専攻科卒 経験11年以上 高校卒 経験12年以上 中学卒 経験16年以上
	主査・科主任・主査保健師等	4～ 3～ 3-49(12)	5～ 4～ 4～	在級1年以上 役職2年以上
医療職 (3)	主任保健師等	3～ 3-49(12)	4～ 4～	役職2年以上
	保健師・看護師	2-33(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験6年以上 短大3卒 経験7年以上 短大2卒 経験8年以上
	准看護師	1-29(12) 1～	2～ 2～	准看護師養成所卒 経験7年以上

(5) 管理職員等の範囲

a 県分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第21号(平成31年4月1日現在))

組	織	職	員
議会事務局		事務局長 次長 総括課長 総務課の主任主査及び主査(人事、給与、服務又は秘書の事務を担当する者に限る。)	
知事の 事務部 局	本庁	企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 出納局長 技監 副部長 副室長 副局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 首席ふるさと振興監 地域振興室長 ILC推進室長 国際室長 交通政策室長 科学・情報政策室長 三陸防災復興プロジェクト2019推進室長 ラグビーワールドカップ2019推進室長 廃棄物特別対策室長 若者女性協働推進室長 医療政策室長 医師支援推進室長 定住推進・雇用労働室長 ものづくり自動車産業振興室長 競馬改革推進室長 県産米戦略室長 総括課長 総括調査監 調査監 報道監 職員育成監 総務事務センター所長 政策監 調整監 ふるさと振興監 地域振興監 地域連携推進監 国際監 総括プロジェクト推進監 医師支援推進監 県産米戦略監 県産米生産振興監 県産米販売推進監 会計指導監 課長及び担当課長(部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。) 法務・情報公開課長 総務室の特命課長 給与人事担当課長 組織担当課長 調査担当課長 予算担当課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 審査課長 主任主査及び主査(部局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。) 秘書広報室の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 総務室の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は組織に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。)並びに守衛長	
出先機 関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 審査指導監 部の室長 管理主幹 センター所長 整備事務所長 ダム建設事務所長 総務課長 林務出張所長	
	東京事務所	所長 部長	
	消防学校	校長	
	先端科学技術研究センター	所長 副所長	
	食肉衛生検査所	所長	
	環境保健研究センター	所長 副所長 健康情報調査監 企画情報部長	
	県民生活センター	所長	
	保健所	所長 副所長 次長	
	福祉総合相談センター	所長 部長 総務課長	
	児童相談所	所長 総務課長	
	高等看護学院	学院長 事務長	
	精神保健福祉センター	所長	
	杜陵学園	園長	
	大阪事務所	所長	
	名古屋事務所	所長	
	福岡事務所	所長	
	産業技術短期大学校	副校長 事務局長 教育部長	
	高等技術専門校	校長	
	病害虫防除所	所長	

組	織	職	員	
	家畜保健衛生所	所長		
	漁業取締事務所	所長	はやちね及び岩鷲の船長	
	生物工学研究所	所長		
	農業研究センター	所長	畜産研究所長 部長 県北農業研究所長 企画管理部総務課長 畜産研究所の外山畜産研究室長及び種山畜産研究室長	
	林業技術センター	所長	副所長 企画総務部長	
	水産技術センター	所長	副所長 総務部長 岩手丸及び北上丸の船長	
	内水面水産技術センター	所長		
	農業大学校	校長	副校長 事務局長 教育部長	
	農業改良普及センター	所長	普及サブセンター所長	
	北上川上流流域下水道事務所	所長	総務課長	
	花巻空港事務所	所長		
教育委員会 の事務局 等	事務局	本庁	教育次長 教育企画室長 総括課長 教育企画推進監 課長及び担当課長(室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。) 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 高校改革課長 教育企画室の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事	
		教育事務所	所長 課長 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事	
	教育機関	総合教育センター	所長	総務部長
		生涯学習推進センター	所長	
		図書館	館長	副館長
		中学校	校長	副校長 教頭 事務長
		高等学校	校長	副校長 事務長 りあす丸及び海翔の船長
		特別支援学校	校長	副校長 事務長
	選挙管理委員会事務局	書記長		
	監査委員事務局	事務局長	総括課長 監査第一課の主任主査及び主査(人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。)	
	人事委員会事務局	事務局長	総括課長 担当課長 主任主査 主査 主任 主事(公平審査を担当する者に限る。)	
労働委員会事務局	事務局長	総括課長 特命課長 主任主査及び主査(人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。)		
収用委員会事務局	事務局長			
海区漁業調整委員会事務局	事務局長			

b 市町村に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第22号(平成30年5月7日現在))

別表第1 市町村 (第2条関係)

1 宮古市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 課長 産業支援センター所長 総務課の係長(人事、給与、服務、職員団体又は法規審査の事務を担当する者に限る。) 財政課の係長 契約管財課の係長(庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 秘書広報課の係長(秘書の事務を担当する者に限る。)
	福祉事務所	所長
	総合事務所	所長
	保育所	所長
	診療所	所長 統括事務長 事務長
	歯科診療所	所長 事務長
	保健センター	所長(宮古保健センターの所長に限る。)
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 総務課の係長(人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

2 大船渡市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	統括監 会計管理者 局長 部長 室長 課長 所長 次長(防災管理室の次長に限る。) 技監 秘書広報課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐(人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。) 及び人事係長 財政課の課長補佐(予算の事務を担当する者に限る。) 及び財政係長
	市民文化会館	館長
	福祉事務所	所長
	三陸支所	支所長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会の事務局等	本庁	教育次長 課長 生涯学習課の課長補佐(人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
	博物館	館長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

3 花巻市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務局	本庁	部長 理事 会計管理者 部次長 課長 室長 所長(市民生活総合相談センターの所長に限る。) 総務課の課長補佐及び法規文書係長 人事課の課長補佐、人事係長及び給与係長 契約管財課の課長補佐(庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 秘書政策課の課長補佐(秘書の事務を担当する者に限る。) 及び秘書係長 財政課の課長補佐(予算の事務を担当する者に限る。) 及び財政係長 法務専門監 財務専門監
	総合支所	支所長 課長
	清掃センター	所長
	保健センター	所長
教育委員会の事務局等	事務局	部長 課長 教育企画課の課長補佐(人事及びサービスの事務を担当する者に限る。)
	博物館	副館長
	保育園	園長(西公園保育園、湯口保育園、宮野目保育園、太田保育園、笹間保育園、大迫保育園、上瀬保育園及び成島保育園の園長に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
学校給食センター		所長(花巻学校給食センター、南城学校給食センター、石鳥谷学校給食センター及び東和学校給食センターの所長に限る。)

組 織	職 員
監査委員の事務局	事務局長
農業委員会の事務局	事務局長

4 北上市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長 課長	
市長の事務部局	本庁 部長 会計管理者 参事 課長 政策企画課の課長補佐及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 財政課の課長補佐、財政係長及び管財係長	
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 総務課の課長補佐
	小学校及び中学校	校長 副校長
	幼稚園	園長
	保育園	園長
	学校給食センター	所長（中央学校給食センター及び北部学校給食センターの所長に限る。）
	中央図書館	館長
埋蔵文化財センター	所長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

5 久慈市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長 次長	
市長の事務部局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 室長 総務課の係長 財政課の係長
	総合支所	支所長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	事務長
	保育園	園長（小久慈保育園の園長に限る。）
	保健センター	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局	事務局長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

6 遠野市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
市長の事務部局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 担当課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 総務企画部の副主幹及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長
	市民センター	所長 参事 課長
	支所	支所長
	診療所	所長
	教育委員会の事務局等	事務局
選挙管理委員会の事務局	事務局長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

## 7 一関市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 次長
市長の事務部局	本庁	市長公室長 部長 参事 技監 会計管理者 部次長 副参事 課長 室長 監 秘書課の課長補佐及び秘書係長 職員課の課長補佐（人事又は給与の事務を担当する者に限る。）、人事研修係長及び給与厚生係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、財政企画係長及び管財係長
	支所	支所長 支所次長 課長 室長
	保健センター	所長（一関保健センターの所長に限る。）
	診療所	所長 歯科部長 事務長
	歯科診療所	所長
	保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園、摺沢保育園、興田保育園、猿沢保育園、千厩保育園、奥玉保育園、長坂保育園及び川崎保育園の園長に限る。）
	こども園	園長
教育委員会の事務局等	事務局	部長 部次長 課長 監 教育総務課の課長補佐（人事及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び庶務係長 学校教育課の主幹
	小学校及び中学校	校長 副校長
	図書館	館長（一関図書館の館長に限る。）
	博物館	次長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 8 陸前高田市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部局	本庁	理事 部長 局長 次長 会計管理者 課長 室長 企画政策課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	福祉事務所	所長
	診療所	診療所長
	保育所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育次長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 9 釜石市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部局	本庁	総括部長 部長 副室長 危機管理監 復興管理監 ラクビーワールドカップ2019推進監 事務局長 会計管理者 部次長 副本部長 課長 事務局次長 室長（オープンシティ推進室、新市庁舎建設推進室、地域包括ケア推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、復興住宅整備室及び生活支援室の室長に限る。） 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	福祉事務所	所長
	保育所	園長
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 10 二戸市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 副局長
市長の事務局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 室長（財政課財産管理室の室長に限る。） 政策推進課の副主幹及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 総務課の職員係長及び行政係長 財政課の財政係長 財政課財産管理室の財産管理係長
	総合支所	支所長 次長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	所長 事務長
	保育所	所長
	保育園	園長
教育委員会の事務局等	事務局	部長 副部長 課長 教育企画係長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		書記長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 11 八幡平市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務局	本庁	会計管理者 課長 企画財政課の課長補佐、秘書政策係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長及び管財係長
	総合支所	総合支所長
	福祉事務所	所長
	診療所	所長 事務局長
教育委員会の事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 12 奥州市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務局	本庁	部長 室長（ILC推進室及び行財政改革推進室の室長に限る。） 会計管理者 課長 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）、秘書係長、行政係長、人事係長及び給与厚生係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
	総合支所	総合支所長 課長
	福祉事務所	所長
	診療所	所長
教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 教育総務課の課長補佐
	支所	支所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	保育所	所長（前沢保育所の所長に限る。）
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

## 13 滝沢市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務局	本庁	会計管理者 部長 課長 所長 総務課の総括主査 企画政策課の総括主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 財務課の総括主査（予算又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	事務局	教育次長 課長（担当課長を除く。） 教育総務課の総括主査（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）
教育委員会の事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長



組 織	職 員
選挙管理委員会の事務局	事務局長
監査委員の事務局	事務局長
農業委員会の事務局	事務局長

#### 14 雫石町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 推進監 保健師長 総務課の課長補佐及び主査（人事、給与、服務、予算、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	診療所	所長 副所長 事務長 看護師長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長	

#### 15 葛巻町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	参事 課長 会計管理者 総務企画課の室長（予算、法規審査及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。）及び財政係長 政策秘書課の室長及び人事秘書係長
	病院	名誉院長 病院長 理事 副院長 科長 事務局長 総看護師長 看護師長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	保育園	園長（葛巻保育園の園長に限る。）
農業委員会の事務局	事務局長	

#### 16 岩手町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務課の主幹（人事、給与、服務又は予算の事務を担当する者に限る。） 所長
	事務局	教育次長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	中央公民館	館長
農業委員会の事務局	事務局長	

#### 17 紫波町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 主幹（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 室長（総務室、人事秘書室、財政調整室及び財産管理室の室長に限る。）
	情報交流館	事務局長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長
	保育所	所長（古館保育所の所長に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

#### 18 矢巾町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐及び職員係長
	保育園	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食共同調理場	所長

組 織	職 員
農業委員会の事務局	事務局長

19 西和賀町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 室長 推進監 総務課の課長代理（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）
	病院	病院長 副院長 科長 総看護師長 事務長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長	

20 金ヶ崎町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 総合政策課の課長補佐（人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。）
	保健福祉センター	所長 副所長 科長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	中央生涯教育センター	所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
農業委員会の事務局	事務局長	

21 平泉町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	課長 室長 会計管理者
	保健センター	所長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 世界遺産推進室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長	

22 住田町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐
	教育委員会の 事務局等	事務局
教育委員会の 事務局等	保育園	園長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局	事務局長	

23 大槌町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 局長 課長 室長 総務課の主幹
	教育委員会の 事務局等	事務局
教育委員会の 事務局等	義務教育学校	校長 副校長
	監査委員の事務局	室長
農業委員会の事務局	事務局長	

24 山田町

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長	
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 総務課の課長補佐（人事、給与又はサービスに関する事務を総括する者に限る。）

組 織		職 員
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長

25 岩泉町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	総務統括監 土木統括監 会計管理者 課長 総務課の総括室長
	保育園	園長（いわいずみこども園の園長に限る。）
	歯科診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

26 田野畑村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

27 普代村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

28 軽米町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 総括課長 室長 担当課長（秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	保育園	園長（軽米保育園、小軽米保育園及び晴山保育園の園長に限る。）
	健康ふれあいセンター	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	総括次長 担当次長（人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
	幼稚園	園長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

29 野田村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部局		会計管理者 課長 室長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長

30 九戸村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部局	本庁	会計管理者 課長 室長

組 織		職 員
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長

31 洋野町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 室長 保健師長 総務課の課長補佐及び人事係長
	病院	院長 副院長 外科医長 内科医長 事務長 看護師長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	事務所	所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

32 一戸町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 総務課の課長補佐
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	食育センター	所長
農業委員会の事務局		事務局長

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1 岩手県市町村総合事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者

2 北上地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 主幹 事務局次長（人事、給与、服務又は予算に関する事務を総括する者に限る。）

3 二戸地区広域行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局長補佐 会計管理者 課長 室長 所長 課長補佐

4 盛岡北部行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

5 紫波、稗貫衛生処理組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長 場長 場長心得

6 岩手・玉山環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

7 盛岡・紫波地区環境施設組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 所長

8 岩手県競馬組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 部長

9 岩手県沿岸知的障害児施設組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 次長

10 大船渡地区環境衛生組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

11 釜石大槌地区行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 課長

12 宮古地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 課長 総務課の庶務係長

13 岩手県自治会館管理組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者

14 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事業所長

15 岩手中部広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 主幹

16 一関地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 課長 清掃センター所長

17 岩手沿岸南部広域環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

18 奥州金ヶ崎行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者 課長 企画総務課の主幹及び課長補佐（人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。）

19 滝沢・雫石環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長 所長

別表第3 広域連合（第2条関係）

1 気仙広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	課長

2 久慈広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	事務局長 課長

3 岩手県後期高齢者医療広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	会計管理者 事務局長 事務局次長 総務課長

## (6) 登録職員団体一覧

平成31年4月1日現在

登録番号	登録年月日	職員団体名	法人格の有無	代表者	組合員数
1	S41. 10. 12	岩手県教職員組合	有	佐藤淳一	3,435
2	S41. 10. 11	岩手県高等学校教職員組合	有	小野寺正宏	3,020
3	S41. 10. 11	岩手県教育委員会事務局職員組合	有	岩渕忠徳	105
4	S41. 10. 11	岩手県立学校事務職員組合	有	金澤信行	113
11	S41. 10. 29	矢巾町職員労働組合	有	泉山弘道	167
14	S41. 12. 14	滝沢市職員組合	有	高橋進	208
15	S41. 12. 15	岩手県職員労働組合	有	小野演彦	1,798
16	S41. 12. 15	紫波町職員労働組合	有	橋本豊	145
19	S42. 1. 24	大船渡市役所職員組合		金野道程	354
20	S42. 2. 10	陸前高田市職員労働組合	有	長野貴治	100
23	S41. 10. 8	金ヶ崎町職員労働組合		及川博	144
35	S45. 2. 24	田野畑村職員組合		大澤健	12
36	S45. 5. 6	軽米町役場職員労働組合	有	福島貴浩	167
41	S46. 2. 9	普代村職員組合		高井俊一	47
42	S48. 5. 8	住田町職員組合		菊田克洋	94
44	S54. 7. 4	岩手県競馬組合職員組合		福川伸夫	12
45	S55. 7. 23	宮古地区広域行政職員労働組合		石田知丈	12
48	H3. 12. 19	北上市職員労働組合		笹井健児	547
51	H12. 9. 22	奥州金ヶ崎行政事務組合職員労働組合		岩淵充	23
54	H17. 8. 8	宮古市職員労働組合		大須賀健	467
55	H17. 11. 25	遠野市職員労働組合		菊池喜彦	180
56	H17. 12. 22	一関市職員労働組合	有	小野寺博幸	924
57	H18. 3. 3	自治労奥州市職員労働組合		千葉一茂	220
58	H18. 3. 3	自治労西和賀町職員労働組合		加藤一幸	46
59	H18. 5. 9	自治労連西和賀町職員組合		泉川道浩	112
60	H18. 6. 20	奥州市職員労働組合	有	千葉康行	451
61	H19. 3. 14	久慈市職員労働組合		勝田光	275
62	H19. 3. 27	二戸市職員労働組合		田口貴寛	189
63	H20. 8. 28	八幡平市職員組合	有	佐々木宣明	227
64	H21. 3. 12	平泉町職員組合		菅原勇弥	104
65	H23. 3. 16	自治労八幡平市職員労働組合		遠藤満	77
66	H24. 3. 19	花巻市職員労働組合	有	小野寺理	671
計		32団体			

## (7) 号別区分表

(平成31年3月29日付人委職第275号 岩手県人事委員会委員長通知(平成31年4月1日施行))

## 1 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第12号	教育・研究・調査	消防学校 先端科学技術研究センター 環境保健研究センター 高等看護学院[3] 産業技術短期大学校本校 産業技術短期大学校水沢校 高等技術専門学校[3] 生物工学研究所 農業研究センター(畜産研究所及び県北農業研究所を除き、研究室を含む。) 農業研究センター畜産研究所(畜産研究室を含む。) 農業研究センター県北農業研究所 林業技術センター 水産技術センター 内水面水産技術センター 農業大学校 中学校 高等学校(分校は本校を含む。)[64] 特別支援学校(分校は本校を含む。)[14] 総合教育センター 生涯学習推進センター 図書館 警察学校	102
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		知事部局本庁 広域振興局(行政センター、保健福祉環境部、保健福祉環境センター、県南広域振興局農政部農村整備室、整備事務所及びダム建設事務所を除く。)[4] 行政センター[10] 県南広域振興局農政部農村整備室 整備事務所 東京事務所 県民生活センター 福祉総合相談センター(障がい保健福祉部を除く。) 児童相談所[2] 大阪事務所 名古屋事務所 福岡事務所 病虫害防除所 家畜保健衛生所[3] 漁業取締事務所 農業改良普及センター(普及サブセンターを含む。)[9] 県議会事務局 教育委員会事務局本庁 教育事務所[6] 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 警察本部(鉄道警察隊及び警察航空隊を含む。) 機動捜査隊(分駐隊を含む。) 運転免許課(自動車運転免許試験場及び運転免許センターを含む。) 交通機動隊(分駐隊を含む。) 高速道路交通警察隊(分駐隊及び分遣班を含む。) 機動隊 警察署(交番その他の派出所及び駐在所を含む。)[16] 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会	76
			178

## 2 労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第1号	製造・加工	施設総合管理所 県南施設管理所	2
第3号	土木・建築	ダム建設事務所 流域下水道事務所	2
第4号	運送	空港事務所	1
第12号	教育・研究・調査	○福祉の里センター ○視聴覚障がい者情報センター ○いわて子どもの森 ○青少年の家[3] ○博物館 ○美術館 ○埋蔵文化財センター ○野外活動センター	10
第13号	保健衛生	広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センター[9] 食肉衛生検査所 保健所[9] 福祉総合相談センター障がい保健福祉部 精神保健福祉センター 杜陵学園 県立病院[20] 附属診療所[8] 特別支援学校寄宿舎[8] ○リハビリテーションセンター ○療育センター	60
第14号	旅館・接客業	議員会館 ○県民活動交流センター ○ふれあいランド岩手 ○産業文化センター ○公会堂 ○花巻広域公園 ○御所湖広域公園 ○県民会館 ○体育館 ○野球場 ○スケート場 ○武道館 ○運動公園	13
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		医療局本庁 企業局本庁	2
			90

注1 [ ]内の数は事業又は事務所数を示すものである。

2 ○を付した事業又は事務所は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託しているものである。



市町村等公平事務委託状況一覽

(平成31年4月1日現在)

区分	受託市町村等		公平委員会	
市	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市	13	盛岡市	1
町	雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町 西和賀町 金ヶ崎町 平泉町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 軽米町 洋野町 一戸町	15		
村	田野畑村 普代村 野田村 九戸村	4		
一部事務組合	岩手県市町村総合事務組合 大船渡地区消防組合 北上地区広域行政組合 二戸地区広域行政事務組合 盛岡北部行政事務組合 岩手・玉山環境組合 盛岡・紫波地区環境施設組合 岩手県競馬組合 岩手県沿岸知的障害児施設組合 大船渡地区環境衛生組合 釜石大槌地区行政事務組合 宮古地区広域行政組合 北上地区消防組合 岩手県自治会館管理組合 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合 岩手中部広域行政組合 一関地区広域行政組合 岩手沿岸南部広域環境組合 奥州金ヶ崎行政事務組合 滝沢・雫石環境組合	20	盛岡地区衛生処理組合 盛岡地区広域消防組合	2
広域連合	気仙広域連合 久慈広域連合 岩手県後期高齢者医療広域連合	3		
計	13市 15町 4村 20一部事務組合 3広域連合	55	1市 2組合	3

